
埼玉県砂防関係施設整備計画 Ver.2.0

令和8年 3月

埼玉県 県土整備部 河川砂防課

はじめに

埼玉県では、横瀬町横石沢（二二九沢）で7名が亡くなった昭和22年（1947）のカスリーン台風以降、幸いにして人命に関わる土砂災害は発生していない。令和元年東日本台風（2019）では、秩父市別所で幅約400m・長さ約300mという国内最大級の地すべりが発生し、県南部でも土砂災害が起こるなど、県内で28件の土砂災害が発生した。また、令和4年7月豪雨により、比企郡ときがわ町関堀地区では、幅約70m、長さ約34mの地すべりが発生し、6棟の家屋が被災した。こうした土砂災害のおそれのある箇所は、県西部の山間・丘陵地に限らず、県南部の低地においても発生する可能性がある。

上述のように過去の大災害と同規模以上の降雨にも関わらず人的被害が発生しなかったのは、警戒避難体制の効果に加え、これまでに整備してきた砂防関係施設が効果を発揮した結果でもある。このような、砂防関係施設は防災インフラとしての効果が期待される一方で、整備に多大な費用と時間を要する。

このような状況の中で、限られた財源を効率的に活用し、早期に効果を発現していくためには、優先度の高い箇所から計画的に整備していく必要がある。また、近年は気候変動による豪雨が頻発し、設計段階に想定していた規模を超える降雨が増えていることから、ハード対策として砂防関係施設の整備を行った場所であっても命を守るための警戒避難は不可欠である。さらに、本格的な人口減少・高齢化社会が進展していく中、短期的には避難が困難な方々を砂防関係施設の整備で守りつつも、将来的には災害リスクの低い土地へ居住誘導していく防災・減災まちづくりの動向も視野に入れて砂防関係施設の整備を進めなければならない。

土砂災害から県民の生命・財産を守ることを目的として、令和3年3月「埼玉県砂防関係施設整備計画 Ver1.0」を策定した。

同計画は、変化していく土地利用状況、流域治水による社会経済情勢の変化に対応できるよう5年ごとに見直しを行うこととしている。

策定から5年経過したことから保全対象施設の状況を把握し、優先対策箇所などの見直しをおこなった。

令和8年3月

埼玉県県土整備部河川砂防課

目次

1. 整備計画作成の背景と目的	1
1.1 背景.....	1
1.2 目的.....	1
2. 埼玉県のと砂災害対策の現状と課題	2
2.1 現状	2
2.2 課題	19
3. 国のと砂災害防止対策の方向性	20
3.1 国土交通白書	20
3.2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の推進	21
3.3 「第1次国土強靱化実施中期計画」の策定	24
3.4 と砂災害防止対策基本指針の改定	26
3.5 立地適正化計画の強化による安全なまちづくり	27
4. と砂災害防止対策の方針	28
4.1 と砂災害防止対策の基本方針	28
4.2 計画期間と達成目標	28
5. と砂防関係施設の整備の考え方	30
5.1 現象ごとの考え方	30
6. 警戒避難体制の整備の考え方	32
6.1 平時からの取り組み	32
6.2 出水時（危険度が高まった時）の取り組み	35

1. 整備計画作成の背景と目的

第1章では、整備計画作成の背景と目的を述べる。

1.1 背景

埼玉県砂防関係施設整備計画作成の背景を以下に示す。

1) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域（5,237区域）の指定完了

埼玉県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき実施した基礎調査（1巡目）により抽出した区域について、令和2年10月20日に全ての箇所です砂災害警戒区域の指定が完了し、土地の改変による区域の見直しや農林地すべり区域の新規指定を行ったため、現在、県内の土砂災害警戒区域は5,237区域となった。（R7.3時点）

2) 災害の激甚化、人口減少・高齢化などの社会経済情勢の変化

近年、地球温暖化や地球環境の変化等の影響により、降雨環境が変化している。また、地形や地質に起因した潜在的な土砂災害リスクの高い箇所は、局地化・激甚化した降雨により、これまで以上に災害によるリスクが高まっている。平成29年7月の九州北部豪雨では、福岡県朝倉市で累計雨量829mmを観測し、土砂・洪水氾濫が発生した。また、平成30年7月の西日本豪雨では、西日本を中心に広い範囲で大雨となり、土砂・洪水氾濫が発生した。本県では過去に土砂洪水氾濫は発生していないが、近年の気候変動に伴う降雨量の増加により、全国的に土砂洪水氾濫の発生頻度が増加する傾向にある。

埼玉県では、平成30年までの過去10年間で30件以上もの土砂災害に加え、令和元年には台風19号（以下、「令和元年東日本台風」とする）により、28件の土砂災害が発生した。

また、県内の将来の人口は、特に中山間地域において顕著に減少する見込みとなっている。2015年と2045年の高齢化率のデータについて、県土整備事務所別に整理すると、飯能県土、東松山県土、秩父県土、本庄県土において、2045年には65歳以上の高齢者が占める割合が40%を超えており、これらの地域では、今後、若年層の人口流出や高齢者の増加による要配慮者利用施設の需要増加が見込まれる。

今後は、災害の激甚化、人口減少・高齢化などの社会経済情勢の変化や、流域治水に基づいたいのちと暮らしを守る土砂災害対策の考えを踏まえた、砂防事業の推進が必要である。

1.2 目的

背景を踏まえた、埼玉県砂防関係施設整備計画作成の目的は、以下の三点である。

- ① 土砂災害警戒区域（5,237区域）をベースとし、改めて整備の優先順位と計画期間を定めることで、目標の明確化を図る。
- ② 予算要求（新規事業化箇所）の根拠資料とし、設計ストックや予算・人員の確保に活用する。
- ③ 事業に係る資料を別冊付録としてオールインワン化し、職員の参考資料とする。

2. 埼玉県の土砂災害対策の現状と課題

第1章では、整備計画作成の背景と目的を示した。本章では、埼玉県における土砂災害対策の現状と課題について説明する。

2.1 現状

土砂災害対策の現状、土砂災害ハード対策の効果、埼玉県内の現状について以下に示す。

1) 土砂災害対策の現状

(1) 土砂災害防止法の制定と近年の土砂災害

従前、土石流・地すべり・急傾斜地崩壊に対する土砂災害対策は砂防三法（砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）に基づいて、指定区域に対する土砂の流出等を助長する行為の制限、対策施設の整備など土砂の発生源におけるハード対策が中心に行われてきた。しかし、数多く存在する土砂災害のおそれのある箇所に対し、対策を行うには膨大な時間と費用を要する。また、近年では全国的に山際まで宅地化が進み、土砂災害により住民の生命が脅かされる状況が多く発生している。このため、平成11年の広島における土砂災害を契機として、平成13年、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策推進に関する法律（土砂災害防止法）」が制定された（図2.1.1、図2.1.2）。これにより、警戒避難体制の整備及び新規開発抑制や建築物の構造規制等が行われるようになり、土砂災害対策はハード対策に加えソフト対策も拡充し、土砂災害の原因対策に加え、被害を受ける区域の対策を含めた総合的な対策へ変化したといえる。

一方で、住民の自発的な避難行動を促すため、気象台・都道府県による土砂災害警戒情報の発表や、土砂災害警戒区域の指定箇所の一般公開、ハザードマップの作成、避難計画策定、避難訓練の実施等も全国的に行われている。また、近年では、高齢者の逃げ遅れや要配慮者利用施設の被災等を受けて、平成29年には土砂災害防止法が改正され、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化された。

このように官民一体となり土砂災害対策は着実に進められているが、全国では毎年のように土砂災害は発生し、特に令和元年東日本台風では多数の土砂災害に見舞われ尊い命が失われた。土砂災害から住民の生命と財産を守るため、今後もハード、ソフト両面からより一層土砂災害対策を拡充していく必要がある。

(2) 土砂災害の種類と特徴

土砂災害には主に3種類あり、土石流・地すべり・急傾斜地の崩壊に大別される。それぞれ土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定要件は異なり、また現象としての特性も異なる。

土石流は「山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する現象」であり、豪雨時に一定の勾配以上の溪流で発生する可能性がある。流水が急に濁る、土の匂いがするなどの前兆現象を伴う場合があるが、発生は突発的で、速いスピードで流下するため避難までの時間が短く、地形にもよるが広範囲に影響を及ぼす。

地すべりは「土地の一部が地下水に起因して滑る現象、またはこれに伴って移動する現象」で、急傾斜地の崩壊に対し、比較的緩勾配で発生する。豪雨時等、地下水位の上昇を受けて急激に変状が確認されることもあるが、変状はゆっくり継続的に確認されることが多い。

急傾斜地の崩壊は「傾斜が30度以上ある土地が崩壊する現象」で、湧水、小石がパラパラと落ちてくるなどの前兆現象を伴う場合もあるが、突発的に発生する。

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等について

土砂災害防止対策基本指針の作成【国土交通省】

基礎調査の実施【都道府県】

- ・地形、地質、土地利用状況等を踏まえて、区域指定及び土砂災害防止対策に必要な机上及び現地調査を実施（机上で地形図・航空写真等を用いて土砂災害のおそれのある箇所を抽出し、現地調査により区域の範囲を設定する。）
- ・基礎調査を基にして、区域指定の案を図示する形でとりまとめ
- ・基礎調査の結果を公表（住民の危険性の認識と、指定促進のため。）

区域の指定【都道府県】

土砂災害警戒区域

○土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域

- 警戒避難体制の整備【市町村等】
- ハザードマップの配布【市町村等】
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等【施設管理者】

土砂災害ハザードマップの作成・配布
(茨城県鉾田市)



住民の避難訓練状況
(沖縄県浦添市)



土砂災害特別警戒区域

○避難に配慮を要する方々が利用する要配慮者利用施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、開発段階から規制していく必要性が特に高いものに対象を限定し、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域。

- 特定開発行為に対する制限【都道府県】
- 建築物の構造規制【都道府県または市町村】
- 建築物の移転等の勧告【都道府県】



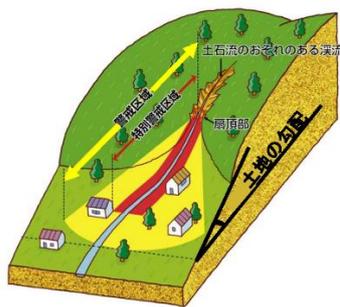
出典：国土交通省砂防部 HP <https://www.mlit.go.jp/river/sabo/sinpoupdf/gaiyou.pdf>

図 2.1.1 土砂災害防止法の概要

土砂災害警戒区域

土石流

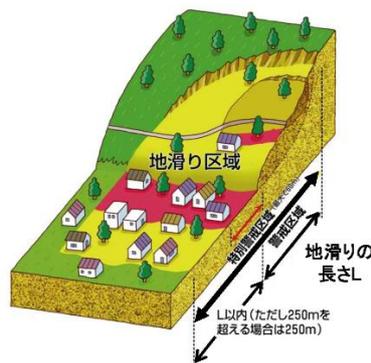
※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



- ・土地の勾配2度以上

地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象

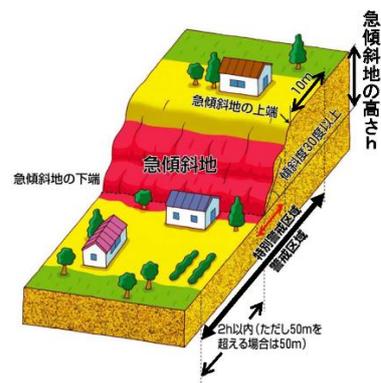


- ・地滑りの長さの2倍以内 ※1

※1 ただし250mを超える場合は250m

急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象



- ・急傾斜地の上端から10m ※2
- ・急傾斜地の下端から高さの2倍以内

※2 ただし50mを超える場合は50m

出典：国土交通省砂防部 HP <https://www.mlit.go.jp/river/sabo/sinpoupdf/gaiyou.pdf>

図 2.1.2 土砂災害警戒区域

(3) 土砂災害ハード対策の効果

土砂災害対策においては、施設によるハード対策、警戒避難によるソフト対策の両面から取り組んでいく必要があるが、土砂災害のおそれのある全ての箇所にハード対策を施すことが現実的に不可能である以上、ソフト対策による対応が主体となる場合が多い。一方で、ハード対策により土砂災害を事前に防いだ事例は多数報告されており、住民の生命と財産を守るために、砂防関係施設の整備を確実に進める必要がある。埼玉県内においても、近年では令和元年東日本台風で28件、令和4年7月豪雨で3件の土砂災害が発生したが（図 2.1.3）、人的被害を伴う土砂災害は、昭和22年カスリーン台風における横石沢（横瀬町）の土石流災害以降発生していない。今後も土砂災害から住民の生命と財産を守るため、県内5,237区域の土砂災害警戒区域に対して、対策の優先度を検討し、優先度の高い箇所からハード対策を実施していく必要がある。

令和元年東日本台風における土砂災害の状況



令和4年7月の災害
(ときがわ町関堀地区 (地すべり))

出典：埼玉県の砂防 2023

図 2.1.3 令和元年台風19号及び令和4年7月豪雨における土砂災害の被害状況

(4) 埼玉県内の状況

1) 土砂災害警戒区域における整備状況

埼玉県では、土砂災害危険箇所調査要領（「土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領（案）」平成11年4月建設省河川局砂防部砂防課、「急傾斜地崩壊危険箇所点検要領」平成11年11月建設省河川局砂防部傾斜地保全課、「地すべり危険箇所調査要領」平成8年10月建設省河川局砂防部傾斜地保全課）に基づき調査を行い、平成15年3月に土石流・急傾斜地の崩壊・地すべりが発生する危険のある箇所として合計で4,219箇所を公表し、ランクⅠ（人家5戸以上または公共施設等のある箇所）を要整備箇所として、砂防関係施設の整備を進めてきた。

その後、県内の危険箇所を対象に土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、指定した土砂災害警戒区域の数は5,237区域となっている（R7.3時点）。

今後は土砂災害警戒区域を対象に整備を実施することになるが、これまで実施してきた砂防関係施設の整備状況としては、5,237区域のうち、221区域（約4%）で概成、37区域（約1%）で事業が実施中である。（R7.3時点）。

2) 土砂災害防止法に基づく基礎調査、区域指定

埼玉県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき平成16年度から平成27年度までに実施した基礎調査により抽出した区域（5,225区域）について、令和2年10月20日に全ての箇所での土砂災害警戒区域の指定が完了し、土地の改変による区域の見直しや農林地すべり区域の新規指定を行ったため、現在、県内の土砂災害警戒区域は5,237区域となった（R7.3時点）。（表2.1.1）

今後は、地形の変化等を確認し、必要な箇所について区域の見直し等を行っていく。

表 2.1.1 土砂災害警戒区域の指定状況（R7.3.21時点）

項目	区域数				指定率
	土石流	急傾斜地	地すべり	合計	
土砂災害警戒区域の指定対象	1,497	3,619	121	5,237	
うち指定数	1,497	3,619	121	5,237	100.0%
土砂災害特別警戒区域の指定対象	1,213	3,512	-	4,725	
うち指定数	1,212	3,497	-	4,709	99.7%

3) 砂防事業費の推移と施工実績

埼玉県の砂防事業予算は、平成7年をピークに現在では約63%まで縮小しており、近年では約20～30億円程度で推移している（図2.1.4）。

また、県内における砂防関係施設の施設は、近年では国庫補助・交付金事業により年間20～30箇所程度施工、年間1～2箇所概成している。

特に国が進める国土強靱化の取り組みにおいても土砂災害対策の位置づけがあることから平成30年以降の砂防関係事業予算は国の補正予算を含めると増加傾向にある。

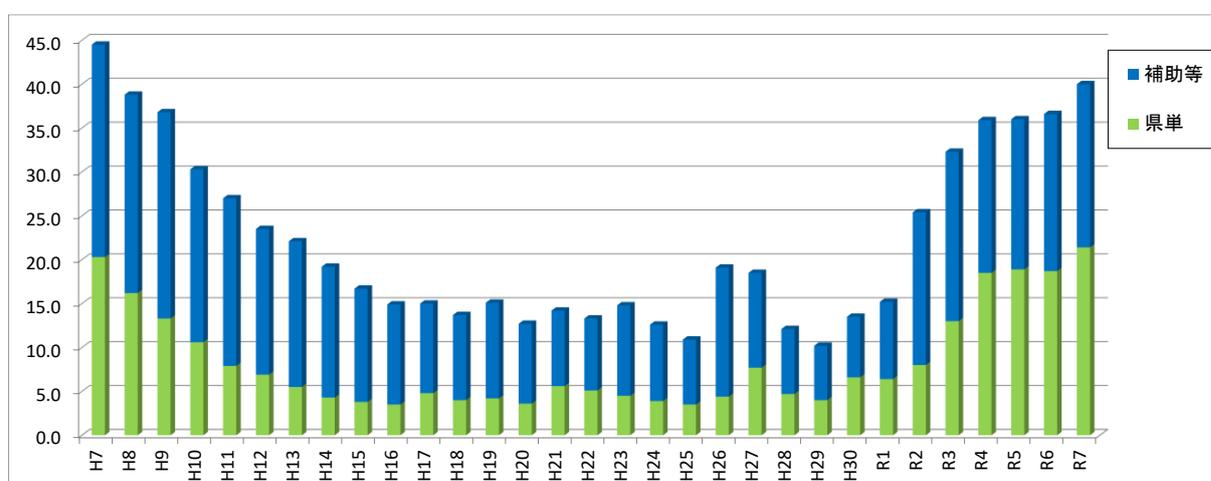
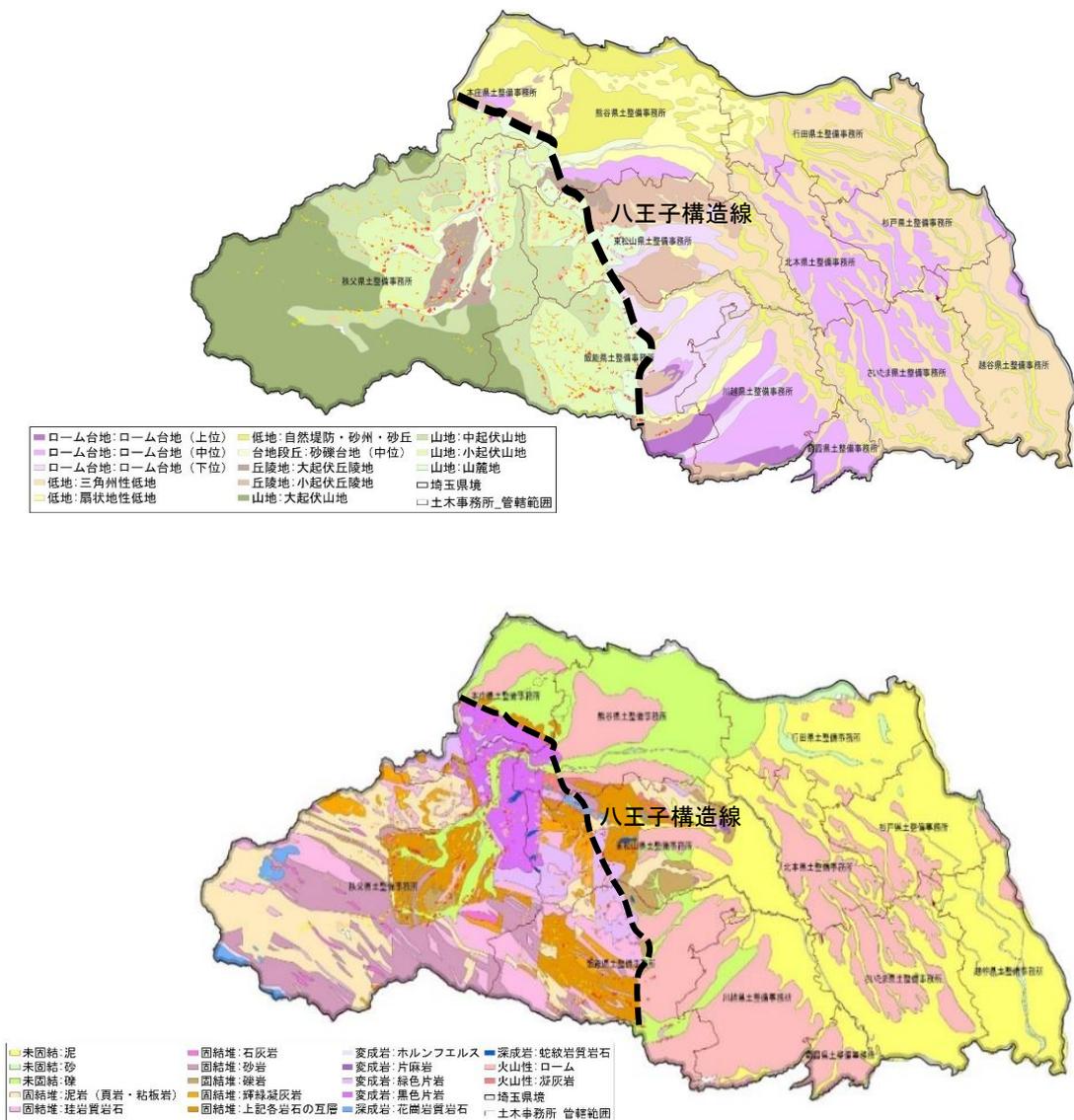


図 2.1.4 砂防事業費の推移（年度）

4) 自然条件

① 地形・地質条件

埼玉県は、面積約 3,798km² で国土の約 1%を占める。山地は面積の約 32%を占めており、その他は低地 37%、台地 24%、丘陵地 6%である。地形は八王子構造線によっておおそ東西に分けられ、構造線以西には秩父山地が広がっており、県内の土砂災害は主に秩父山地において発生している。構造線以东には9つ（児玉、松久、比企、吉見、岩殿、毛呂山、高麗、加治、狭山）の丘陵が広がり、丘陵に一段低い台地群（本庄、櫛引、江南、東平、東松山、高坂、毛呂山、入間、武蔵野）が続いている。台地群には低地が続き、低地の中央部に大宮台地が位置しており、県内の人口の多くは低地部に集中している。地質は地形をよく反映しており、低地～台地は未固結（泥）・未固結（砂）・火山性ロームが大半を占め、丘陵・山地は多様な地質が分布する。



出典：国土交通省 国土調査（土地分類調査・水調査）に加筆

図 2.1.5 埼玉県の地形区分図（上）と地質分布図（下）

② 気象条件（豪雨の発生回数の増加）

埼玉県の間降水量は約 1,329.2mm（さいたま観測所における 1977～2024 年の平均値で 2001 年は欠測が多いため含まない）で、山地・丘陵地・台地・低地の代表地点での近年の降雨量を見ると 50 mmを超える豪雨発生回数が増加傾向にある。

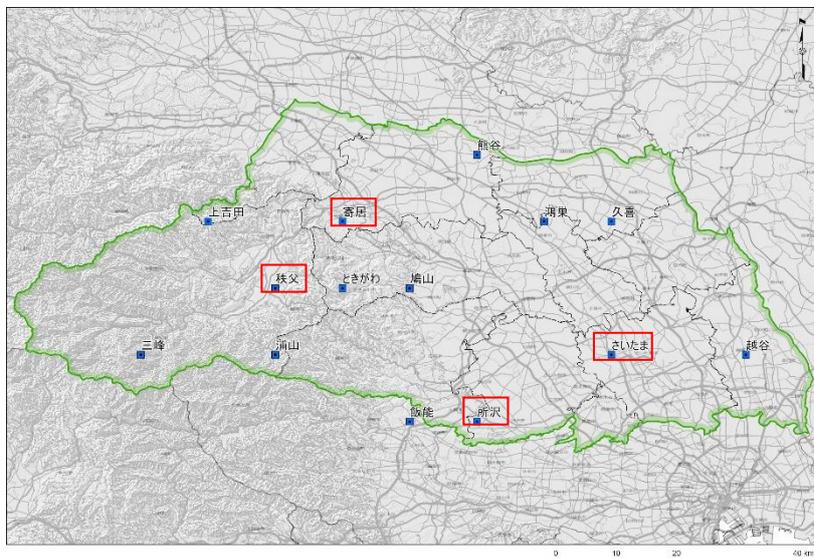
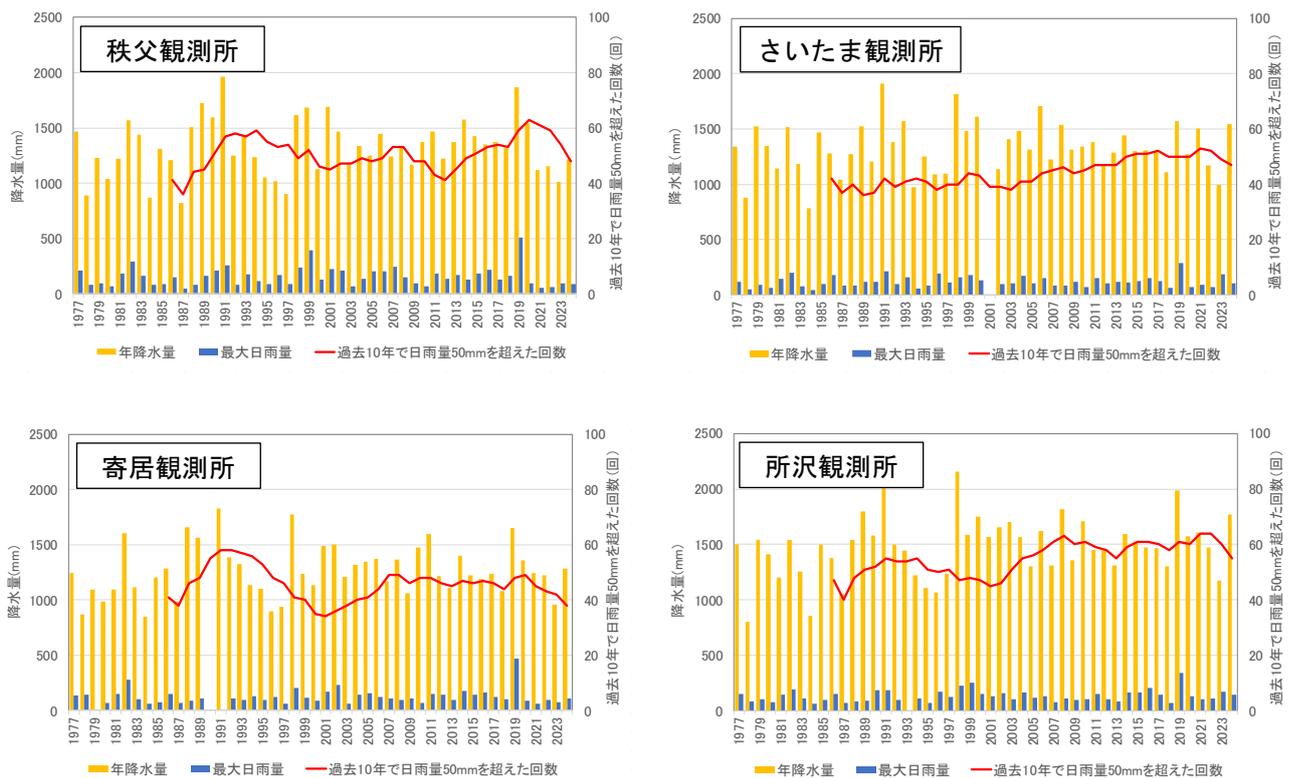


図 2.1.6 雨量観測所の位置図

表 2.1.2 各観測所の降水量の平均値

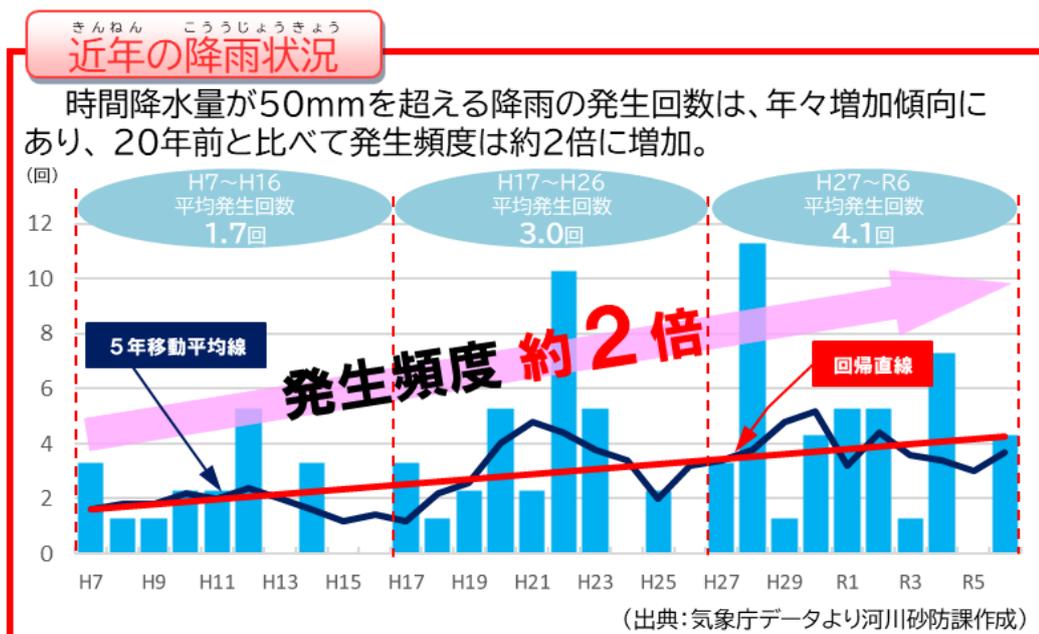
観測所	年降雨量の平均 (mm)	年最大日雨量の平均 (mm)	10年間で日雨量50mmを超えた回数の平均(回)	10年間で日雨量100mmを超えた回数の平均(回)
秩父	1,325.7	154.9	50.7	13.8
寄居	1,263.9	125.8	45.6	11.1
所沢	1,476.5	134.2	54.9	12.1
さいたま	1,329.2	118.2	44.1	9.4

出典：気象庁 HP「各種データ・資料」過去の気象データ・ダウンロード」のデータから作成。
 ※一部許容範囲を超えて欠測しているデータがあるがそれらは上記に含まれていない。



出典：気象庁 HP「各種データ・資料」過去の気象データ・ダウンロード」のデータから作成
 図 2.1.7 各観測所の雨量データ

また、気象庁データに基づく埼玉県での整理によると、時間降水量が 50mm を候える降雨の発生回数は、年々増加傾向にあり、20 年前と比べて発生頻度は約 2 倍となっている。(図 2.1.8)。



出典：埼玉の河川 2025 より

図 2.1.8 時間雨量 50mm 以上降雨の発現回数

③ 土砂災害の発生状況

平成 18 年～令和 7 年 4 月までの県内における土砂災害発生件数は 141 件で、うち 6 割 (81 件) は秩父県土管内において発生している (図 2.1.9)。また、災害の種別としてはがけ崩れ・崩壊が多く (図 2.1.10)、地形図・地質図と重ねると図 2.1.12、図 2.1.13 のとおりである。人的被害を伴う土砂災害は昭和 22 年 (カスリーン台風) 以降発生していない。カスリーン台風においては、横石沢において土石流が発生し死者は 7 名であった (図 2.1.11)。

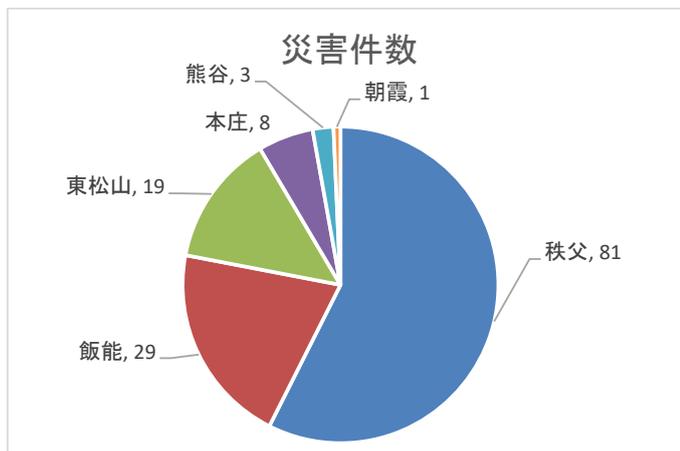


図 2.1.9 平成 18 年～令和 7 年 4 月までの土砂災害発生件数 (県土整備事務所別)
※土石流出や道路被害等、軽微なものも含む。

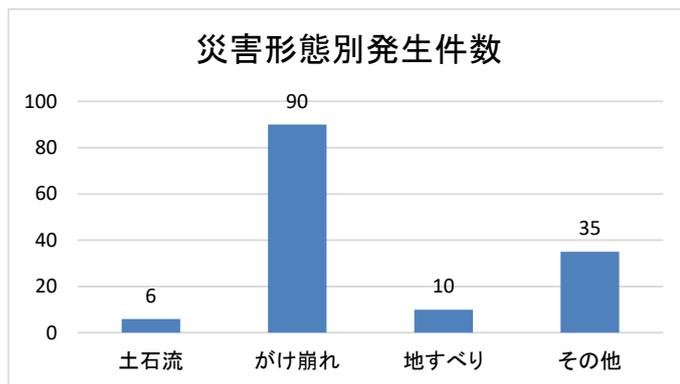


図 2.1.10 平成 18 年～令和 7 年 4 月までの土砂災害発生件数 (災害種別)
※その他は路肩崩壊、土石流出等
※土石流出や道路被害等、軽微なものも含む。



出典 : <http://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/sabo1/saitama-sabo.html>

図 2.1.11 カスリーン台風で発生した横石沢の土石流 (埼玉県 HP より)

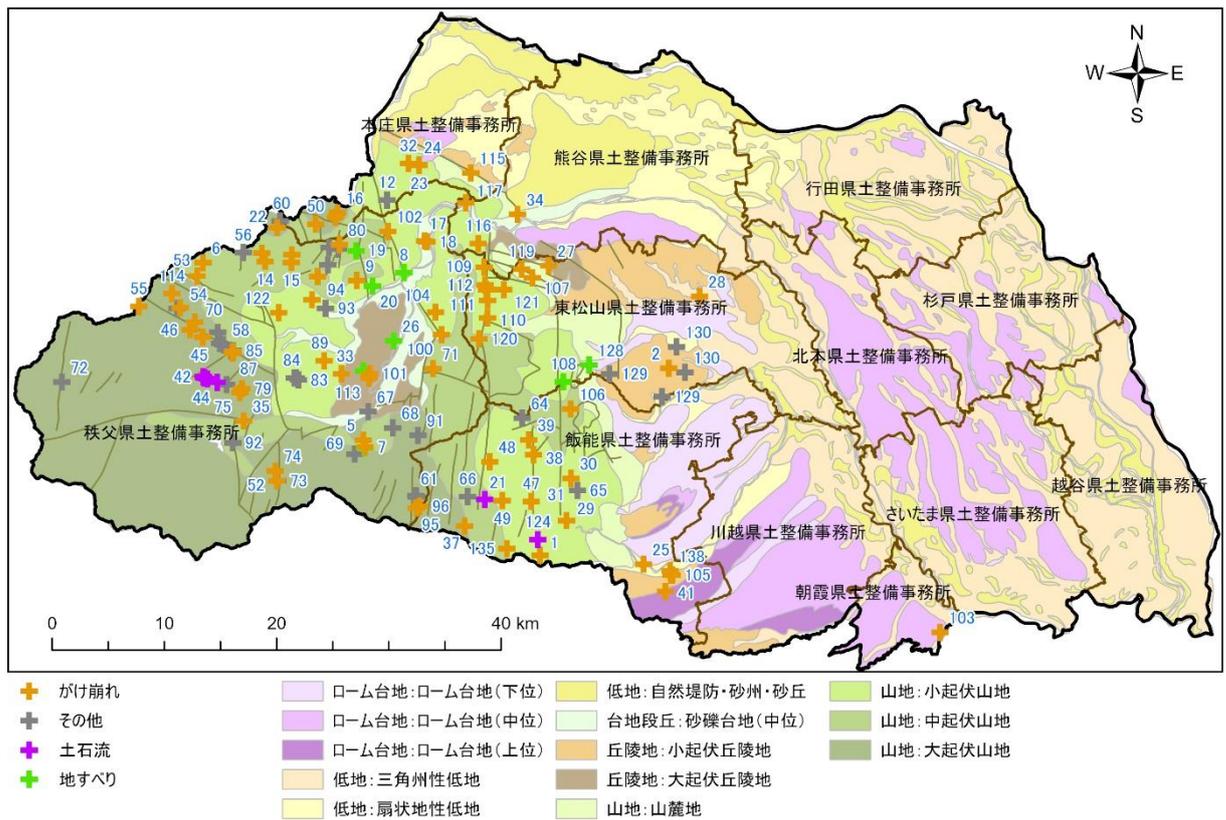


図 2.1.12 平成 18 年～令和 7 年 4 月までの土砂災害発生箇所（地形図）

※土砂流出や道路被害等、軽微なものも含む。

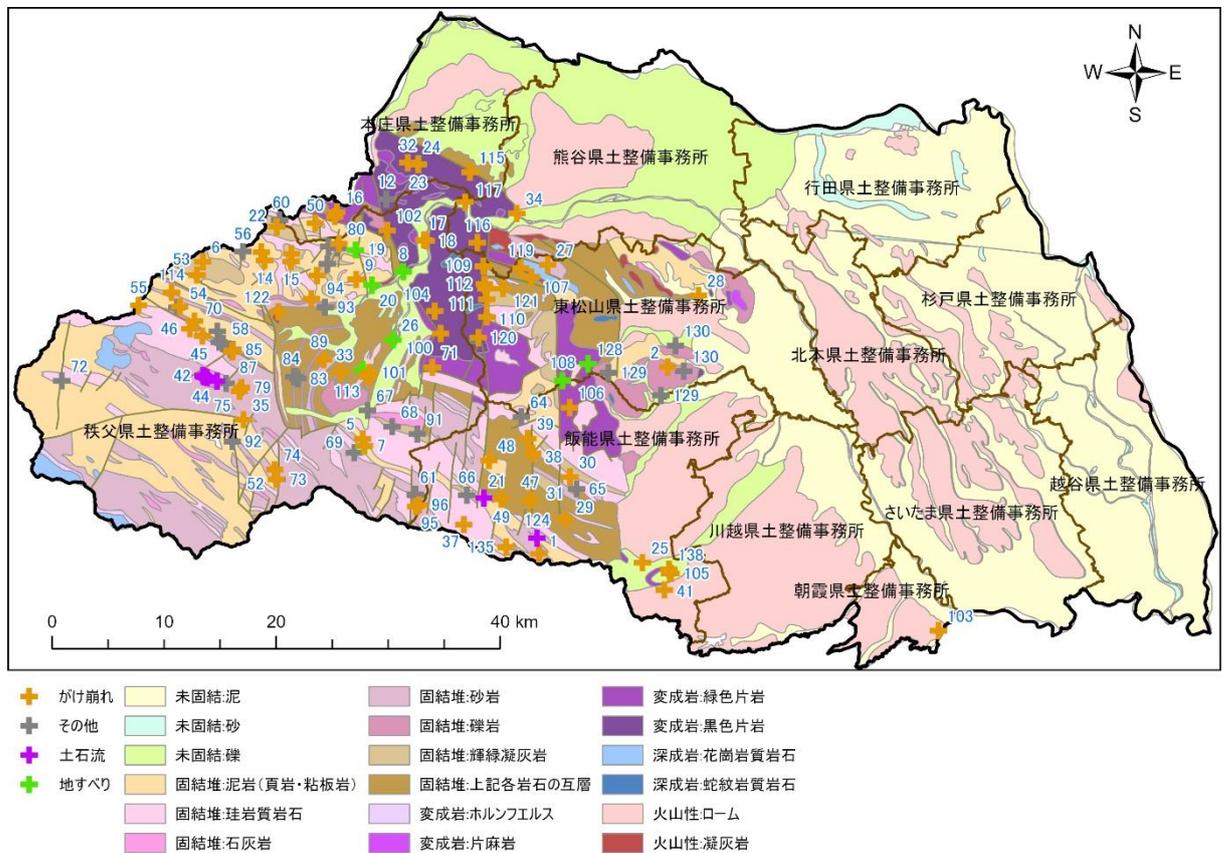


図 2.1.13 平成 18 年～令和 7 年 4 月までの土砂災害発生箇所（地質図）

※土砂流出や道路被害等、軽微なものも含む。

令和元年東日本台風では、全国的に記録的な豪雨に見舞われ多数の土砂災害が発生した。埼玉県においても秩父市浦山などで大雨となり、秩父ミュージックパークや別所浄水場の裏山等、計 28 箇所で土砂災害が発生したが、幸いにも人的被害はなかった（図 2.1.14、図 2.1.15）。

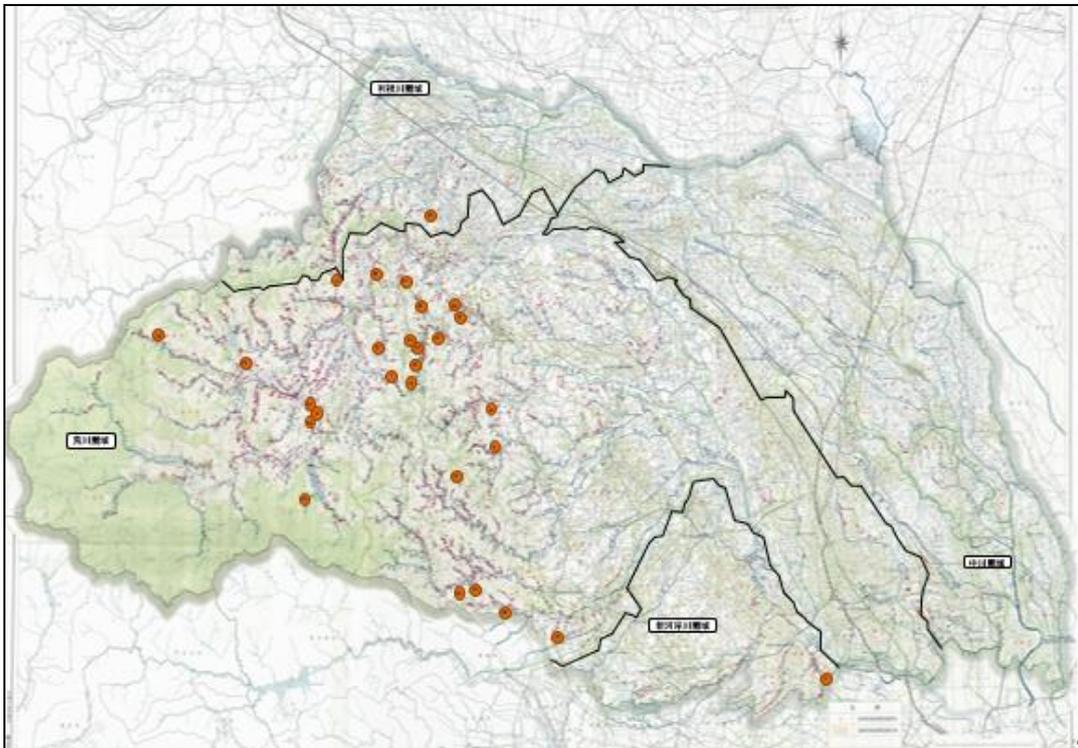


図 2.1.14 令和元年東日本台風における土砂災害の発生位置図



図 2.1.15 令和元年東日本台風で発生した土砂災害

令和4年7月12日の記録的大雨により、ときがわ町の関堀地区で地すべり災害が発生し、6棟の家屋が被災した。災害関連緊急地すべり対策事業による地すべり対策を実施した。

災害関連緊急事業 応急的な対策事例(埼玉県ときがわ町)

さきほり

- 令和4年7月12日に発生した埼玉県ときがわ町関堀における地すべりに対して、埼玉県が以下のとおり対応。
- 災害関連緊急地すべり対策事業（以下、「災関」という。）により横ボーリング工やアンカー工等を実施し、地域の安全度向上を図る。

発災(7/12)

埼玉県の対応

7/13~	7/22~	8/4~	8/25~
現地調査(7/13) ブルーシート設置(7/15) 地盤伸縮計設置(7/14、7/16追加)	応急的な対策として、大型土のうの設置を開始(8/2完了) 【災関対応】	応急的な対策として、横ボーリング工を開始(8/10完了) 【災関対応】	恒久対策として横ボーリング工、アンカー工の施工を開始 【災関対応】

(7/22)
 災害関連緊急地すべり対策事業
 部分申請(応急対策)

➡

(8/25)
 災害関連緊急地すべり対策事業
 (横ボーリング工・アンカー工等)

21

出典：国土交通省 HP 「令和4年に発生した土砂災害」

(3) 県内の降雨量・最大風速

・気象庁アメダス調べ(12日～17日7時)

寄居	169.0mm	三峰	110.0mm	飯能	167.0mm
熊谷	239.0mm	秩父	77.5mm	さいたま	140.5mm
上吉田	65.5mm	浦山	74.0mm	越谷	130.0mm
鴻巣	182.5mm	ときがわ	309.0mm	所沢	97.5mm
久喜	151.0mm	鳩山	473.0mm		

※1時間当たりの最大雨量 110.0mm(12日 19時～20時 鳩山)

・日最大風速 8.0m/s(12日 18時～19時 鳩山)

・日最大瞬間風速 14.1m/s(12日 17時58分 鳩山)

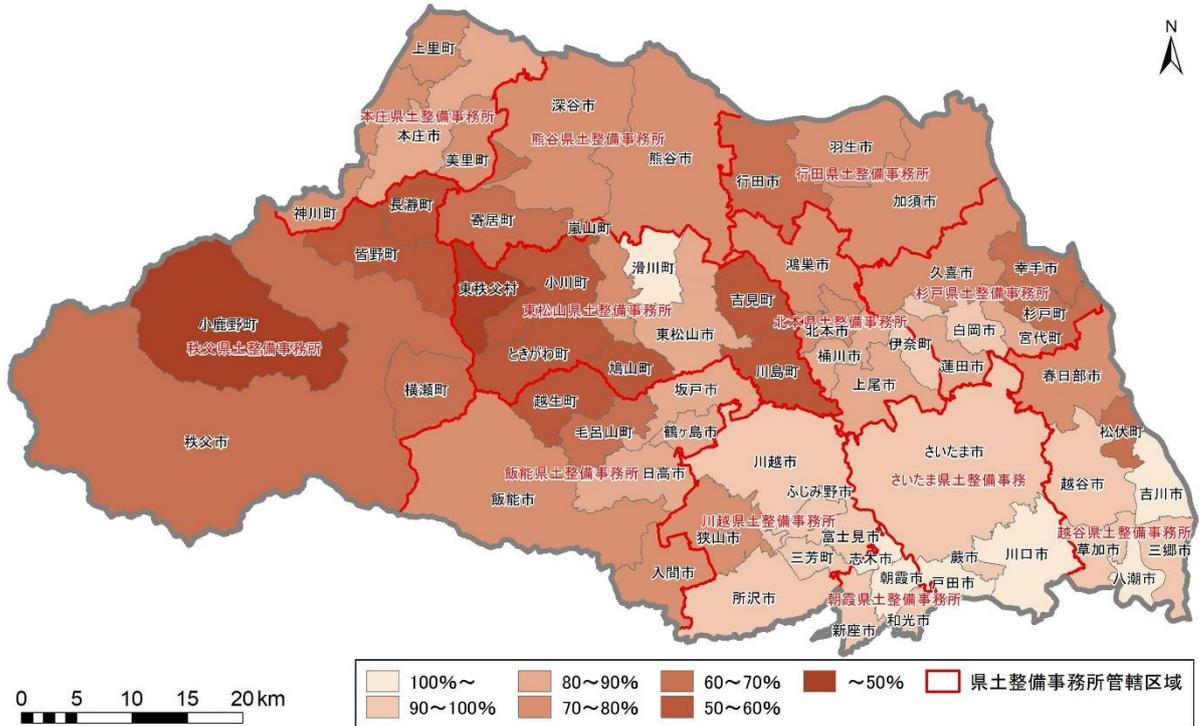
出典：埼玉県 報道発表資料 「令和4年7月12日の大雨による被害状況について(第9報)」

5) 社会条件

① 人口現象・高齢化の進行

埼玉県内の人口分布や人口の推移について、市町村別に集計・整理した。

2024年の人口に対する2050年人口の増減率の分布図を図2.1.16に示す。2024年と2050年と比較して人口減少率が50%を超える市町村は、小鹿野町、東秩父村である。また、2050年の人口に対する65才以上の高齢者が占める割合は、すべての市町村で20%を超えている。



出典：国立社会保障・人口問題研究所 報告書「日本の地域別将来推計人口」データ
 図 2.1.16 2024年と2050年推定を比較した場合の人口減少率(%)

表 2.1.3 総人口に対して65歳以上、75歳以上が占める割合

県土整備事務所	代表市町	65歳以上占有率(%)		75歳以上占有率(%)	
		2024年	2050年	2024年	2050年
さいたま	さいたま市	23.3	32.2	13.0	19.7
北本	北本市	32.9	46.0	18.5	30.9
川越	川越市	27.1	35.9	15.4	22.3
飯能	飯能市	32.5	41.7	17.1	26.6
東松山	東松山市	29.9	36.7	15.5	22.3
秩父	秩父市	35.1	47.2	19.1	30.8
本庄	本庄市	29.4	40.0	15.4	24.9
熊谷	熊谷市	30.5	40.1	16.2	25.3
行田	行田市	32.8	46.7	17.3	30.0
越谷	越谷市	25.6	33.0	14.7	20.1
杉戸	杉戸町	33.8	45.4	18.9	29.3
朝霞	朝霞市	19.6	28.7	10.8	17.0

出典：2024年は埼玉県HP・彩の国統計情報館(2024)の年齢構成等時系列データの「市区町村別・年齢(3区分)別・男女別人口と割合及び世帯数の推移」、2050年は国立社会保障・人口問題研究所(2023)日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)の「都道府県・市区町村別の男女・年齢(5歳)階級別将来推計人口」を用いて作成

② 全国的な土砂災害の被災の現状（要配慮者利用施設の被災等）

国土交通省によるまとめによると、過去 20 年間の土砂災害による死亡・行方不明者の約半数が要配慮者（高齢者・幼児等）である。過去の災害では、平成 10 年 8 月の集中豪雨により福島県の社会福祉施設が被災し、平成 21 年 7 月の梅雨前線豪雨では山口県防府市の特別養護老人ホームが土石流により甚大な被害が発生した。さらには、平成 26 年 8 月の広島県集中豪雨でも学校等が被災した。

これらの災害を踏まえ、平成 27 年 8 月 20 日付け「土砂災害のおそれのある箇所¹に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」文部科学省、厚生労働省、国土交通省の連名通知が発出された。この通知では要配慮者施設に対する警戒避難体制の整備や砂防関係施設の重点的な整備などハード対策・ソフト対策の両面においてより重点的な対策を図る必要があるとされた。

また、平成 28 年 8 月岩手県豪雨では高齢者グループホームが河川の氾濫により被災したことも受け、土砂災害防止法が改正され、要配慮施設の管理者等に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務付けられた。

要配慮者利用施設においては、土砂災害防止法により避難確保計画の作成・計画に基づく訓練の実施報告が定められているものの、優先的にハード対策も実施し人的被害を防ぐことが求められる。

③要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保

自力避難が困難な高齢者や幼児等は、日本の人口の約 3 割（総務省統計局『人口推計（2023 年（令和 5 年）10 月 1 日現在）』より算出）にもかかわらず過去 20 年間の土砂災害による死者行方不明者の約半分を占めている。このため「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（土砂災害防止法）に基づき、土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画に名称

及び所在地等を定められた施設の管理者等に対し避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施・報告を義務づけている。また、それらの報告を受けた市町村長が施設管理者等に対して必要な助言・勧告を行うことができる制度とすることで、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう支援を行っている。

⑥地域防災力向上に資する土砂災害対策

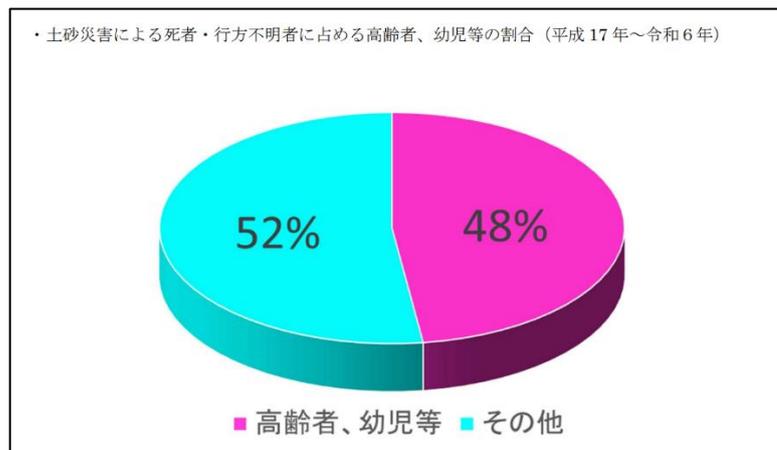
土砂災害リスクが高い地域において、地域社会の維持・発展を図るため、人命を守るとともに、避難場所や避難路、役場等の地域防災上重要な役割を果たす施設を保全する土砂災害防止施設の整備を推進している。また、リスク情報の提示等、避難体制の充実・強化に係る取組や、「ダイナミック SABO プロジェクト」により砂防を活用した防災啓発・地域活性化の取組に対して支援している。

①根幹的な土砂災害防止施設の整備

近年の大規模な土砂災害では、人命だけでなく道路やライフライン等の公共インフラが被災し、応急対策や生活再建に時間を要する事例が多数生じている。土石流や土砂・洪水氾濫等の大規模な土砂災害から、人命はもちろん地域の社会・経済活動を支える公共インフラ・ライフラインを保全するため、土砂災害防止施設の整備を推進している。

出典：国土交通白書 2025（令和 7 年版国土交通白書）

<https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/r06/hakusho/r07/pdf/np206000.pdf>



国土交通白書 関連データ集 令和7年版 <https://www.mlit.go.jp/statistics/content/001896709.pdf>

図 2.1.17 土砂災害による死者・行方不明者に占める高齢者・幼児等の割合



山口県防府市
平成21年7月発生 死者7名(災害時要配慮者)

出典：国土交通省 <https://www.mlit.go.jp/common/001189351.pdf>

図 2.1.18 要配慮者利用施設の被災の例（H21 防府市土石流災害）

③ 重要交通網の被災（緊急輸送道路や鉄道の寸断）

近年、土砂災害によって国道や鉄道等の重要交通網が寸断され、災害時に人命救急の妨げとなる場合や、経済的にも影響が長期化する事例が多数報告されている（図 2.1.19）。



出典：広島県土木建築局 砂防課 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/life/1073702_9391504_misc.pdf

図 2.1.19 国道や鉄道の被災の例（平成 30 年 7 月豪雨、広島県）

埼玉県内でも、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内に、災害時における重要なインフラ施設である緊急輸送道路や鉄道が位置している箇所が多数ある（図 2.1.20）。

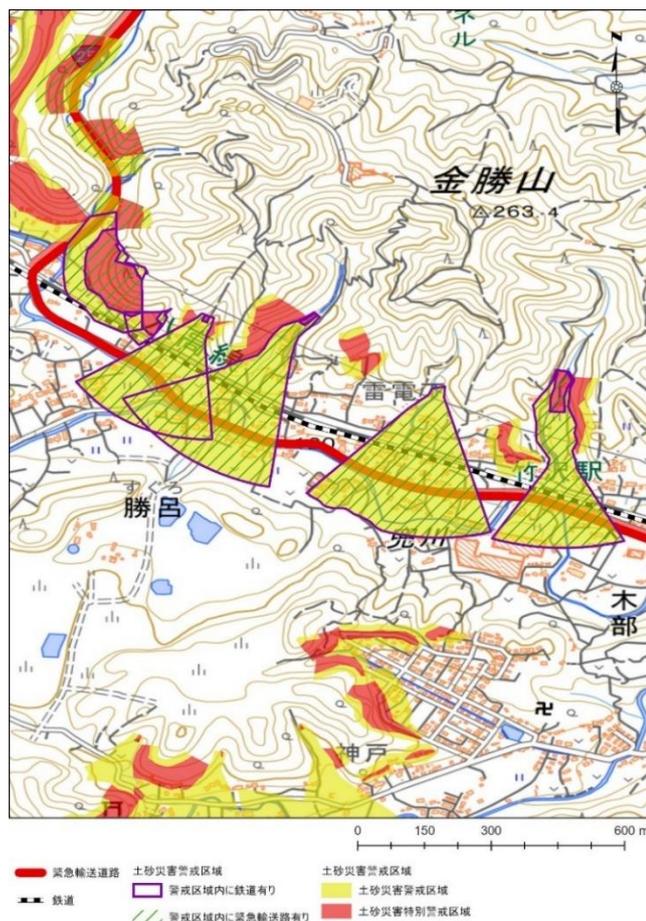


図 2.1.20 緊急輸送路、鉄道と土砂災害警戒区域が重なっている例（小川町）

④ 立地適正化計画

埼玉県内では、63 市町村のうち 37 市町村で立地適正化計画が策定されている。(令和 7 年 5 月 1 日時点)

今後は立地適正化計画などまちづくりと連携し、優先対策箇所を選定して土砂災害対策を実施する必要がある。

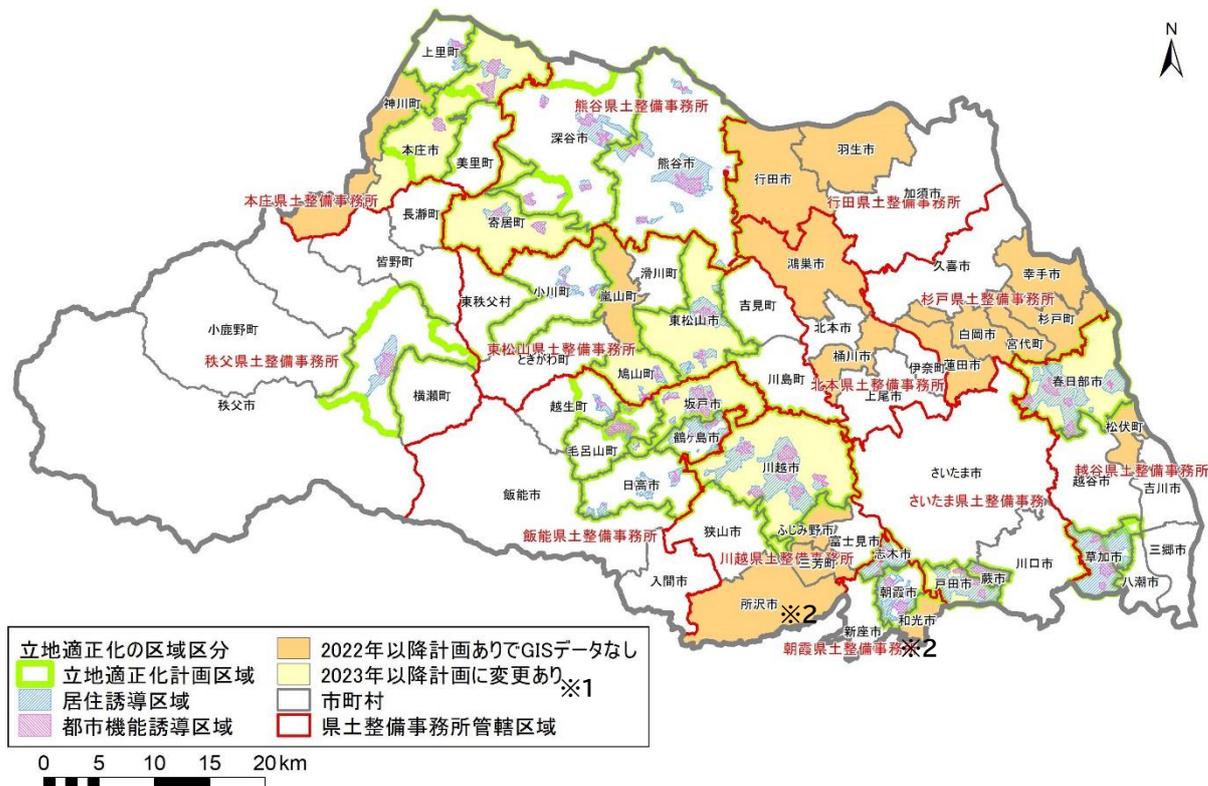


図 2.1.21 立地適正化計画区域

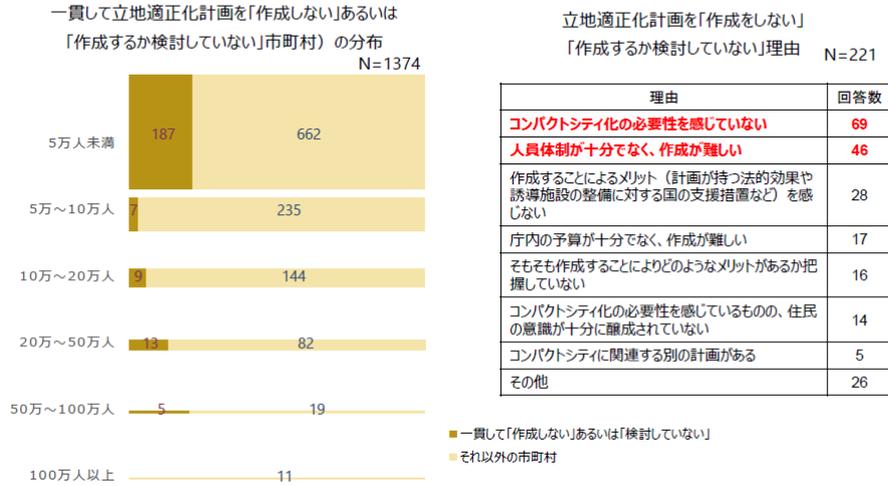
出典：国土数値情報の立地適正化計画区域（2020.12.31 時点）、都市計画決定情報（2022 年度版）、国土交通省 HP 内都市交通調査・都市計画調査の都市計画決定 GIS データ（2023 年度版）の GIS データ。

※1 「2023 年度以降計画に変更あり」はおもに防災指針を追加したもので、一部区域の変更はあってもごく小さい範囲。

※2 立地適正化計画あり・GIS データなし・土砂災害警戒区域ありの市町村のうち、所沢市と和光市は「立地適正化計画」資料の掲載図をトレースし GIS データを作成した。

立地適正化計画を一貫して作成しない、あるいは作成を検討しない都市とその理由

- 過去5年間の調査で一貫して立地適正化計画を「作成しない」あるいは「作成するか検討していない」とした市町村は221市町村。
- 特に人口規模が5万人未満の市町村や50万人以上100万人未満の市町村において、こうした市町村の割合が高い傾向にある。
- こうした市町村は、立地適正化計画を作成しない、あるいは作成を検討しない理由として、「コンパクトシティ化の必要性を感じていない」「人員体制が十分でなく作成が難しい」を挙げる傾向にある。

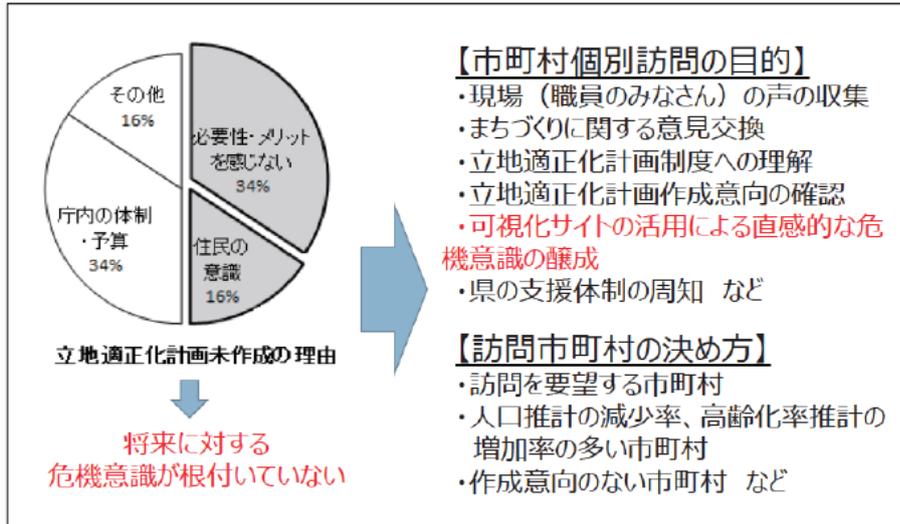


出典：国土交通省・(2023) https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001766045.pdf

図 2.1.22 立地適正化計画の実効性の向上に向けたあり方検討会、第1回の配付資料

2. 作成促進に向けた市町村個別訪問の企画

現場の声を聴くことなどを目的に、市町村訪問を企画



i-都市交流会議2020

3

出典：埼玉県都市整備部都市計画課（2020）

https://www.chisou.go.jp/tiiki/toshisaisei/itoshisaisei/municipalities/download/activities/2020/A-3_028.pdf

図 2.1.23 可視化サイト活用による立地適正化計画の作成促進

2.2 課題

土砂災害対策の現状、埼玉県内の現状を踏まえ、砂防関係施設整備を計画するにあたっての課題は、次のとおりである。

1) 気候変動による豪雨頻度の増加、土砂災害の激甚化

近年の気候変動により全国的に短時間降雨量が増加し、土砂災害の発生数も増加することが懸念されている。埼玉県内の雨量データからは、従来は中山間地域での豪雨が多く都市部では少ない傾向であったが、近年は都市部においても豪雨の回数が増加している傾向がみられる。特に全国的な被害をもたらした令和元年東日本台風では、埼玉県内においても秩父市浦山観測所において累積雨量 687mm、時間雨量 59mm を記録する大雨となり、県内で合計 28 件の土砂災害が発生し、令和 4 年 7 月豪雨による土砂災害では、比企郡ときがわ町関堀地区において、幅約 70m、長さ約 34m の地すべりが発生し、6 棟の家屋が被災した。

このため、短期的には優先度の高い箇所へのハード整備を集中して実施し、中長期的を視野に、土砂災害の前兆が確認された場合の速やかな事業化を想定した監視の強化や砂防関係施設の適切な維持管理も図る必要がある。また、ハード整備の有無に関わらず、平時の備えや避難に有効な情報の充実を図る必要がある。

2) 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設・避難所・災害時に重要な施設が立地

近年の土砂災害の傾向として、要配慮者利用施設の被災が課題となっており、埼玉県でも、土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設、避難所、災害時に重要な施設は多数あり、被災のおそれがある。

このため、自助・共助だけでは難しい要配慮者や災害時に人が集まることが想定される避難所等を守るため、ハード整備を優先的に実施する必要がある。また、要配慮者を念頭に、平時の備えや避難に有効な情報の充実を図る必要がある。

3) 中山間地域における人口減少、高齢化

埼玉県西部の中山間地域においては、人口減少および高齢化が進行している。今後、要配慮者利用施設の利用者数は増加していくことが見込まれる。

このため、要配慮者利用施設等を守るためのハード整備を実施するとともに、土砂災害リスクに備え、避難計画に基づいた平時の訓練などを実施していく必要がある。また、土砂災害リスクの低い所への居住誘導を促していくなど、まちづくりと一体となった対応を検討していく必要がある。

4) 鉄道・防災上重要な道路の分断、孤立化集落の発生

中山間地域と都市域を結ぶ鉄道や災害時に重要な緊急輸送道路が、土砂災害により分断されるおそれがある。そして、道路の分断により孤立化する可能性がある集落が存在する。

このため、暮らしや生業に関わる主要なインフラを守るためのハード整備を実施する必要がある。

3. 国の土砂災害防止対策の方向性

第2章では、埼玉県における土砂災害対策の現状と課題を示した。本省では、本件の砂防関係施設整備計画において考慮すべき最新の国の土砂災害対策の方向性について説明する。

3.1 国土交通白書

令和7年版「国土交通白書」によると、国としての土砂災害対策の方向性として以下が示されており、確実に「いのち」を守ることに加えて物流ネットワークや電力、上下水道、通信、学校、病院など「くらし」の直結する基礎的なインフラを集中的に保全するものとしている。

<土砂災害対策>

- ①根幹的な土砂災害防止施設の整備
- ②土砂災害発生地域における緊急的な土砂災害 対策
- ③要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保
- ④市街地に隣接する山麓斜面における土砂災害 対策
- ⑤道路の法面・盛土の土砂災害防止対策
- ⑥地域防災力向上に資する土砂災害対策
- ⑦土砂災害警戒区域等の指定等による土砂災害 対策の推進
- ⑧大規模な土砂災害への対応
- ⑨土砂災害警戒情報の発表

図表Ⅱ-6-2-1 いのちとくらしを守る土砂災害対策の推進



国土交通白書 2025 (令和7年版国土交通白書)

<https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/r06/hakusho/r07/pdf/np206000.pdf>

3.2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の推進

令和2年2月、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、国民の生命・財産、国家・社会の重要な機能を守るための取り組みを加速化・深化するために、令和7年までの5か年で重点的・集中的に実施する対策について取りまとめられた（図3.2.1）。土砂災害対策にかかる取組としては「いのちとくらしを守る土砂災害対策の推進（流域治水に基づいた事業防災対策）」、「予防保全型維持管理への転換に向けた老朽化対策」「砂防関係事業におけるDXの推進」とされている。

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の概要

1. 基本的な考え方

本対策は、気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震、また、メンテナンスに係るトータルコストの増大のみならず、社会経済システムを機能不全に陥らせるおそれのあるインフラの老朽化から、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持することができるよう、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図るため、

- ・ 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策（26対策）
- ・ 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策（12対策）
- ・ 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進（15対策）

を柱として、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に53の対策を講ずる。

2. 本対策の期間

事業規模を定め集中的に対策を実施する期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）の5年間

3. 土砂災害対策にかかる取組

いのちとくらしを守る土砂災害対策の推進 「流域治水」に基づいた事前防災対策	予防保全型維持管理への 転換に向けた老朽化対策	砂防関係事業におけるDXの推進
<p>人家が集中する地域や地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラを保全する「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策を推進する</p> 	<p>緊急または早期に措置すべき社会的影響度の高い砂防関係施設に対する集中的な老朽化対策を推進し、予防保全型維持管理への転換を図る</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>対策前</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>対策後</p>  </div> </div>	<p>5G等を活用した次世代型無人化施工を現場実装し、災害時の復旧作業を迅速化、生産性・安全性を向上</p> 

出典：国土交通省水管理・国土保全局砂防部資料

図 3.2.1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の概要（～2025年）

『5か年加速化対策』における砂防関係事業（流域治水）

- 近年頻発化・激甚化する土砂災害に対応するため、**人家が集中する地域**や地域の社会・経済活動を支える**基礎的インフラ**を保全する「いのち」と「くらし」を守る**土砂災害対策を推進**する

地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラ（官公署・医療施設・学校・上下水道施設・発電施設・道路・鉄道等）のうち、街づくり等の観点から特に重要な箇所を土砂災害から保全するための砂防関係施設の整備を促進、土砂災害のリスクを軽減



土砂災害が社会・経済活動に与える影響を最小化し国土強靱化を図る

森林保全等の治山対策と砂防の連携

連携のイメージ

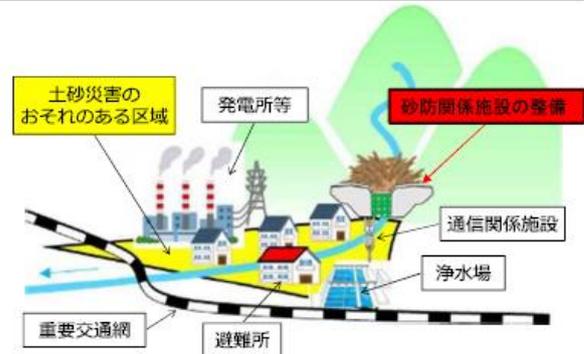
【治山】上流域の荒廃森林を整備し、流木の発生源対策を実施
【砂防】下流域（保全対象直上）に砂防堰堤などを整備し、土砂や流木の流出による直接的な被害を防止



砂防事業による整備



治山事業による整備



土石流等による直接的な被害に加え、河川区域への土砂や流木の流出を軽減することで、**住民の生命や、地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラを保全**



砂防堰堤



急傾斜地崩壊防止施設

9

出典：国土交通省水管理・国土保全局砂防部資料

『5か年加速化対策』における砂防関係事業（老朽化対策）

- 砂防関係施設の老朽化対策にあたっては、ライフサイクルコストを考慮した予防保全の推進を図っているが、現時点で施設点検において「**要対策（健全度C）**」と判定された施設が約8,100基・箇所と膨大であり、これらの解消が急務
- 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策において、**要対策施設のうち、社会的影響度の高い施設（要緊急対策施設）から優先的に老朽化対策を実施**し、要対策施設の解消に向けて進捗の加速化を図る

【要対策施設（健全度C）】

当該施設に損傷等が発生しており、損傷等に伴い当該施設の機能低下が生じている、あるいは当該施設の性能上の安定性や強度の低下が懸念される状態

要対策施設の数[※]（令和元年度末現在）

- ・砂防設備：約4,300基
- ・地すべり防止施設：約1,800箇所
- ・急傾斜地崩壊防止施設：約2,000箇所

計：約8,100基・箇所

※都道府県単独費での対応分を除く

このうち、**社会的影響度の高い施設（要緊急対策施設）から優先的に対策を実施**

【要緊急対策施設の具体的な選定条件】

- ・人家10戸以上を保全している施設
- ・重要な交通網を保全している施設（重要交通網、緊急輸送道路、重要物流道路など）
- ・常時流水等の影響を受け劣化が著しく進行している（するおそれのある）施設
- ・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に存在する施設

■要緊急対策施設のイメージ



5か年加速化対策の目標・成果

〈要緊急対策施設の解消率〉

現状値
(R2)
19.9%



目標値
(R7)
78.4%

■対策のイメージ（砂防堰堤の場合）



10

出典：国土交通省水管理・国土保全局砂防部資料

図 3.2.2 5か年加速化対策における砂防関係事業（流域治水・老朽化対策）

『5か年加速化対策』における砂防関係事業（DX）

<p>5G等を活用した次世代型無人化施工技術の現場実装</p> <p>5G等の次世代技術を活用したより施工性の高い無人化施工により、災害時の復旧作業等を迅速化するとともに、平時の工事施工における生産性・安全性向上にも貢献</p>  <p>5Gを活用した無人化施工イメージ</p>  <p>同時に多数の建設機械投入 遠隔地からの操作 高解像度化</p> <p>5G通信技術の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高速・大容量 ● 多接続 ● 低遅延 	<p>ICT等を活用した点検・維持管理技術の高度化</p> <p>UAVを活用した自動巡回施設点検により、点検箇所までアクセスする作業を軽減するとともに、3次元デジタルデータを取得することにより、状態変化を定量的に把握・評価することで、目視点検に比較して大幅に生産性及び点検精度を向上</p>  <p>高度位置制御 衝突回避システム + 地形情報の地形による位置制御技術</p> <p>自動巡回</p> <p>点検のシステム化</p> <p>撮影映像から3次元データ生成</p> <p>既存建設の3Dモデルイメージ</p> <p>点検データの蓄積</p> <p>UAVによる自動巡回施設点検システムのイメージ</p>	<p>火山噴火RTHMによる緊急減災対策の高度化</p> <p>噴火直後から緊急的なシミュレーションを行うことで、火山噴火の条件に応じた土砂災害のリスク範囲をリアルタイムで想定する「火山噴火リアルタイムハザードマップシステム」を整備することにより、より効果的・効率的な緊急減災対策を実施</p>  <p>火山噴火リアルタイムハザードマップ</p> <p>修正現象 噴火規模 各種条件設定 状況 緊急整備状況 + 地形データ</p> <p>噴火規模 火口位置 自然状況</p> <p>火山噴火リアルタイムハザードマップの概要</p>  <p>火山噴火リアルタイムハザードマップの概要</p> <p>火山噴火状況（令和元年）</p> <p>緊急対策用資機材の備蓄</p> <p>監視・観測機器の整備</p> <p>緊急ハード対策施設の施工</p> <p>ブロック積み等の設置</p>
---	---	---

出典：国土交通省水管理・国土保全局砂防部資料

図 3.2.3 5か年加速化対策における砂防関係事業（DX）

土砂災害対策により地域社会の「いのち」と「暮らし」を守る

- 土砂災害は、住民の「いのち」を奪う可能性が高い災害であると同時に、土砂の堆積などにより、復旧や復興に多くの時間と労力を要することから、地域の社会生活や経済活動など「暮らし」に与える影響が大きな災害（特に近年は地方の経済基盤が脆弱化する傾向にあり、影響が大）
- 「いのち」はもちろん、地域住民の「暮らし」も守る土砂災害対策を推進するとともに、地域主体の自助、共助を積極的に支援することで、社会全体の強靱化を図る必要

いのちをまもる
暮らしもまもる

1. 社会生活や経済活動を支える地域の基礎的なインフラの集中保全

- ✓ 豪雨、火山、地震などに起因するあらゆる土砂災害リスクに対して、ハード施設により確実に「いのち」を守ることに加え、物流ネットワークや電力、水道、通信等の基幹施設、学校や医療関係施設など「暮らし」に直結する**基礎的なインフラ**を集中的に保全

2. 地域の防災力を高める警戒避難体制の強化

- ✓ リスク情報の高度化を図るとともに、より分かりやすく伝えることで**地域住民と認識を共有**し、確実な「命を守る行動」へ繋げる
- ✓ **自助・共助**を強力に支援し、住民を含む多様な主体の取組により地域全体の防災力を向上

みんなでまもる

3. 既存施設の高機能化、多機能化による整備の加速化

- ✓ **堰堤の除石、流木対策施設**の設置、かさ上げなど既存施設の高機能化、多機能化を図ることで、安全度を加速度的に向上
- ✓ 併せて、緊急的な老朽化対策が必要な施設について、集中的な対策を行うとともに、計画的な予防保全を図る

工夫してまもる

12

出典：国土交通省水管理・国土保全局砂防部資料

図 3.2.4 土砂災害対策により地域社会の「いのち」と「暮らし」を守る取組

3.3 「第1次国土強靱化実施中期計画」の策定

令和7年(2025年)まで推進されてきた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に続く計画として、令和7年6月6日に「第1次国土強靱化実施中期計画(2026年度から2030年度までの5か年)」が閣議決定された。

土砂災害対策に係る具体的に推進が必要な施策(例)として、「水災害リスク情報の充実・活用(土砂災害警戒区域に対する土砂災害ハザードマップの作成・公表100%)」「砂防施設の戦略的な維持管理(ドローンの活用等)」「自動化施工技術を活用した建設現場の省人化対策」「立地適正化計画と連携した国土強靱化施策の推進(災害に強い市街地形成に関する対策)」等が示されている。

令和7年6月6日
閣議決定

第1次国土強靱化実施中期計画【概要】

第1章 基本的な考え方

○防災・減災、国土強靱化の取組の切れ目ない推進 ○5か年加速化対策等の効果(被害軽減・早期復旧への貢献、地域防災力の高まり等)
 ○近年の災害(能登半島地震・豪雨、秋田・山形豪雨、台風10号、日向避難地震) ○状況変化への対応(3つの変化(災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境)への対応)

<p>(災害外力・耐力の変化への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 気候変動に伴う気象災害への「適応」と「緩和」策の推進 最先端技術駆使した自立分散型システムの導入 グリーンインフラの活用推進 障害者、高齢者、子ども、女性、外国人等への配慮 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策の推進 	<p>(人口減少等の社会状況の変化への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方創生の取組と国土強靱化の一体的推進 フェーズフリー対策の積極的導入 地域コミュニティの強化、ハード・ソフト対策の推進 まちづくり計画と国土強靱化地域計画の連携強化 積雪寒冷地特有の課題への配慮、条件不利地域における対策強化、「半島防災・強靱化」等の推進 	<p>(事業実施環境の変化への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 年齢や性別にとらわれない幅広い人材活用 革新的技術による自動化・遠隔操作化・省人化 気象予測精度の向上と社会経済活動の計画的抑制 安全確保に伴う不便・不利益への社会受容性の向上 フェーズフリーな仕組みづくりの推進 広域連携体制の強化、資機材仕様の共通化・規格化
---	---	--

第2章 計画期間 令和8年度から令和12年度までの5年間

第3章 計画期間内に実施すべき施策(全326施策)

○第4章の施策の他、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備、普及啓発活動等の継続的取組、長期を見据えた調査研究等について、目標を設定して取組を推進

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靱化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	<ul style="list-style-type: none"> 個別避難計画作成 情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト <p style="text-align: right;">⇒ 60施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 迅速な軌路管轄のための体制の整備 衛星通信システムに関する制度整備等 <p style="text-align: right;">⇒ 109施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等 矯正施設のデジタル無検閲の適正な稼働 <p style="text-align: right;">⇒ 56施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 病院におけるBCPの策定 災害保険や民営の防災・減災サービスの活用、啓発活動の強化 <p style="text-align: right;">⇒ 65施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体における災害用井戸・湧水等の活用 「世界津波の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動 <p style="text-align: right;">⇒ 72施策</p>

第4章 推進が特に必要となる施策(全114施策(234指標))

※1指標の柱に位置付けられた施策があるため、各柱の指標数の合計は全指標数と一致しない。

1 施策の内容

○施策の目標は、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率(8割程度)等に鑑み、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、**おおむね20年から30年程度を一つの目安として**、検討設定。長期目標の達成に30年超の期間を要する施策においても、地域ごと異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、早期に効果を発揮できるよう、優先順位・手法を検討の上、実施

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靱化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	<ul style="list-style-type: none"> 中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実 関係府省庁の枠を越えた流域治水対策等の推進 障害者・高齢者・子ども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化 防災後の残存リスクの管理 予防保全型メンテナンスへの早期転換等 <p style="text-align: right;">⇒ 28施策(76指標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 予防保全型メンテナンスへの早期転換 広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化 上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化 送電線の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用 通信システムの災害時自立性の強化等 <p style="text-align: right;">⇒ 42施策(87指標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国の地方支分部局等の資機材の売買取引(警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE等) 一元的な情報収集・提供システムの構築 フェーズフリーなデジタル体制の構築等 <p style="text-align: right;">⇒ 16施策(24指標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化 密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進 保健・医療・福祉支援の体制・連携強化 立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進 国土強靱化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化等 <p style="text-align: right;">⇒ 13施策(18指標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善 国等によるプッシュ型支援物資の分散配置の強化 避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化 避難所等における自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築 防災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備等 <p style="text-align: right;">⇒ 16施策(29指標)</p>

2 対策の事業規模

※1指標(住宅・建築物の耐震化の促進)は「ライフラインの強靱化」と「官民連携強化」に位置付けられているため、各柱の指標数の合計は全指標数と一致しない。

○「推進が特に必要となる施策」の事業規模は、**今後5年間でおおむね20兆円強程度を目標とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映**。各年度の取扱いについては、**今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応**。(I. 防災インフラの整備・管理: おおむね5.8兆円、II. ライフラインの強靱化: おおむね10.6兆円、III. デジタル等新技術の活用: おおむね0.3兆円、IV. 官民連携強化: おおむね1.8兆円、V. 地域防災力の強化: おおむね1.8兆円)

第5章 フォローアップと計画の見直し

○毎年度の年次計画を通じたフォローアップの実施(「評価の在り方」を適用) ○巨大地震の被害想定地域や条件不利地域は、関連計画のフォローアップと連携
 ○災害から得られた知見の継承、対策の課題・効果の取りまとめ・発信 ○事業実施環境の整備に向けた取組の強力な推進、評価に必要なデータ収集の推進
 ○実施に際し、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地域の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保の方策の具体的な検討を開始

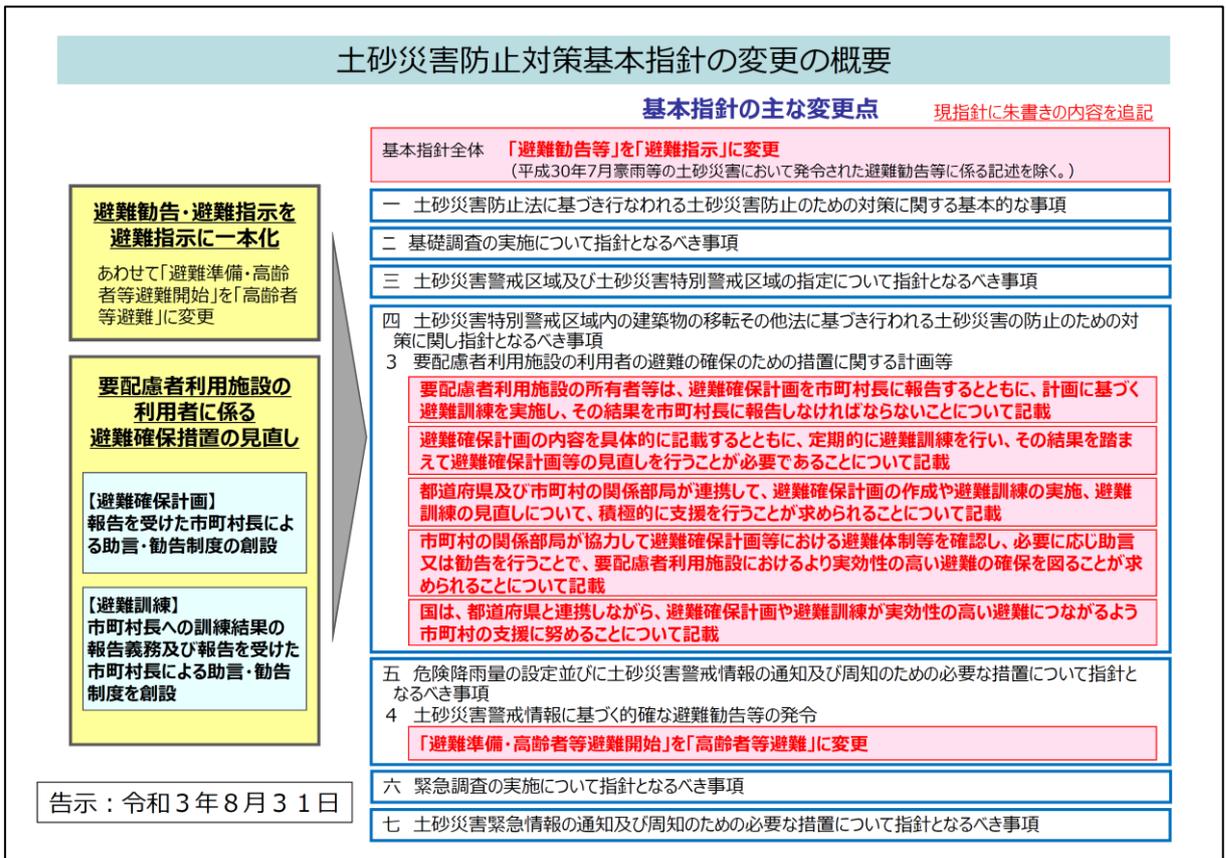
出典: 内閣官房資料

図 3.3.1 国土強靱化実施中期計画【概要】(2026年~2030年)(1)

3.4 土砂災害防止対策基本指針の改定

令和3年8月、国土交通省が定める土砂災害防止対策基本指針が変更された。主な変更内容を以下に示す。

- 「避難勧告等（避難勧告・避難指示）」を「避難指示」へと一本化
- 市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保計画で定めるところにより実施する避難訓練の結果を市町村長に報告しなければならないこと
- 市町村長は、避難確保計画や避難訓練の結果について報告を受けたときは、要配慮者利用施設の所有者等に対し、必要な助言又は勧告をすることができること

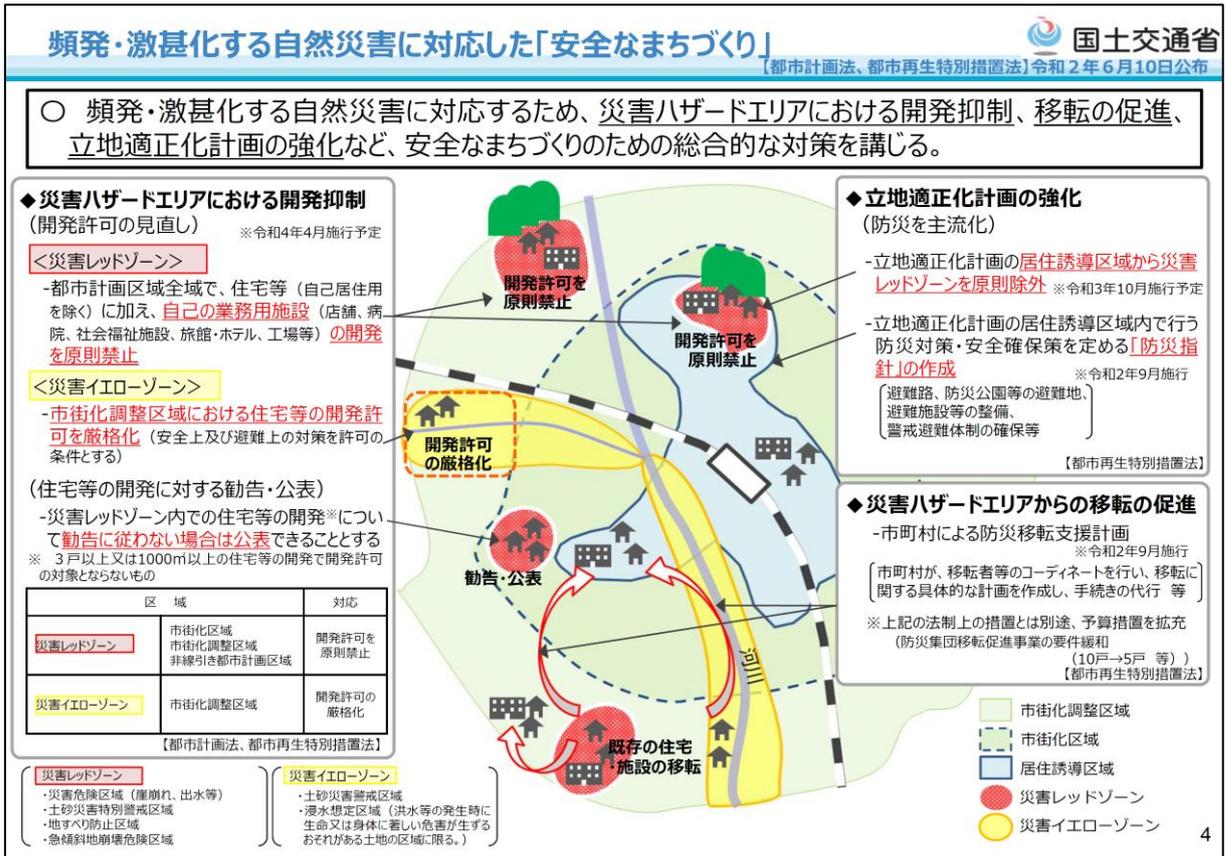


出典：国土交通省水管理・国土保全局砂防部資料

図 3.4.1 土砂災害防止対策基本指針の変更の概要

3.5 立地適正化計画の強化による安全なまちづくり

頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、立地適正化計画の強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じることが必要になり、都市計画法及び都市再生特別措置法が改正された（図 3.5.1）。これを受け、「立地適正化計画作成の手引き」が改訂された。これには、立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーン（土砂災害特別警戒区域）を原則除外することや、立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成が明記された。



出典：国土交通省都市局都市計画課資料

図 3.5.1 都市計画法及び都市再生特別措置法の改正概要

4. 土砂災害防止対策の方針

本章では、第3章「国の土砂災害防止対策の方向性」を踏まえ、第2章で示した「埼玉県の土砂災害対策の現状と課題」に対応するための埼玉県における土砂災害防止対策の基本方針を示す。

4.1 土砂災害防止対策の基本方針

県民の生命・財産を守ることを目的に、いのちと暮らしを守る防災・減災の考えを踏まえ、防災・減災まちづくりとも連携し、ハード対策とソフト対策を組み合わせた土砂災害防止対策を以下の方針で推進する。

1) ハード対策の基本方針（砂防関係施設の整備）

土砂災害の3現象（土石流、地すべり、急傾斜地崩壊）は発生メカニズム、災害規模や影響範囲が異なることから、「土石流」・「地すべり」・「急傾斜地崩壊」の現象ごとに整備の考え方を定め、達成水準を設定する。

各現象の整備の考え方については、土砂災害警戒区域ごとにハード対策の優先度を保全対象となる施設等の種別から優先度が高い区域から着手することを原則とし、保全対象の規模や用地寄付の状況等を踏まえた事業化条件を加味して、事業化を検討する。ただし、地すべりについては優先度評価ではなく、滑動が確認された箇所について、事業化条件を加味して直ちに事業着手する。

また、地域防災計画に位置付けている避難所や要配慮者利用施設は人口減少等の変化に合わせ、計画が見直されることが想定される。一方、立地適正化計画における居住誘導区域等では人口増加により、保全施設が増加することも想定される。

このような社会情勢の変化に対応するため、まちづくりと連携し、整備計画を適切に見直し、優先対策箇所を検討する必要がある。

2) ソフト対策

日ごろから危険な箇所や避難行動の重要性を周知し、土砂災害に対する住民の自主警戒避難を促すことを目的とした平時からの対策と、土砂災害の危険度が高まった場合に、市町村の避難判断や住民の避難行動に資するための情報を提供する対策を併せて推進し、警戒避難体制の強化を図る。平時は、ハザードマップや現地標識の整備、防災訓練、出前講座などを実施し、出水時は、土砂災害警戒情報の発表、土砂災害警戒情報システムによる土砂災害危険度情報の提供などを実施する。

4.2 計画期間と達成目標

計画期間は、10年とする。

県内には、5,000を超える土砂災害警戒区域等が指定されており、全ての区域でハード対策を完了させるには、膨大な費用と時間が必要である。

本県においては、施設整備を効率的かつ計画的に推進するため、優先的な対策箇所を選定し、市町村の意見を踏まえた計画とする。

令和4年3月の策定時からこれまで、本県では、避難場所や要配慮者利用施設（以下、「避難所等」という）のある土砂災害警戒区域等を優先的に実施してきた。

本計画においても保全対象施設として、不特定多数の人が集まる避難所や自力避難が困難な要配慮者利用施設がある土砂災害警戒区域等を対象に対策を実施するものとする。

県内の土砂災害警戒区域内に避難所等があるすべての区域を概ね10年間で着手する(対象箇所を詳細調査した結果事業化に至らない区域もある)。

そのなかで、特に危険度が高い区域(土砂災害特別警戒区域)や保全対象に緊急輸送道路がある区域、要配慮者利用施設かつ避難所がある区域の優先度を高め計画実施に向けた検討を行うこととする。

ただし、地すべり対策については、現時点で地すべりの滑動が確認された区域を対象として事業着手する。

なお、社会情勢の変化に伴いハード対策の優先度が変化することが想定されるため、将来の人口減少、防災・減災まちづくりの状況、基礎調査の結果や災害発生状況に応じて柔軟に見直す必要があることから、計画は5年ごとに見直しを行う。

また、災害時には災害発生箇所の整備を優先し、被災した砂防関係施設の復旧(災害復旧事業)の実施だけではなく、施設未整備箇所についても、条件が整う箇所は国の災害関連事業(災害関連緊急砂防事業など)を積極的に活用し、砂防関係施設の整備を行う。

表 4.2.1 計画期間と達成水準(ハード対策)

		地すべり	土石流	急傾斜地
次 期 10 年	目 標	滑動の兆候が確認された区域	土砂災害警戒区域内に避難所または要配慮のある区域 ※地元要望又は理解有	土砂災害警戒区域内に避難所または要配慮のある区域 ※地元要望又は理解有
	箇所数	※新規対象 2区域	※新規対象 59区域 (優先度Ⅰ：10区域 優先度Ⅱ：8区域 優先度Ⅲ：24区域 優先度Ⅳ：17区域)	※新規対象 89区域 (優先度Ⅰ：32区域 優先度Ⅱ：18区域 優先度Ⅲ：39区域)

- ・レッドに避難所または要配慮者利用施設→**優先度Ⅰ**
- ・イエローに避難所かつ要配慮者利用施設→**優先度Ⅱ**
- ・イエローに避難所のみ → **優先度Ⅲ**
- ・イエローに要配慮者利用施設のみ → **優先度Ⅲ**
- ・**優先度Ⅱ**、**優先度Ⅲ**のうち緊急輸送道路が区域内にある箇所→**優先度Ⅰ**
- ・(土石流対策)上下流に治山施設に治山施設あり → **優先度Ⅳ**

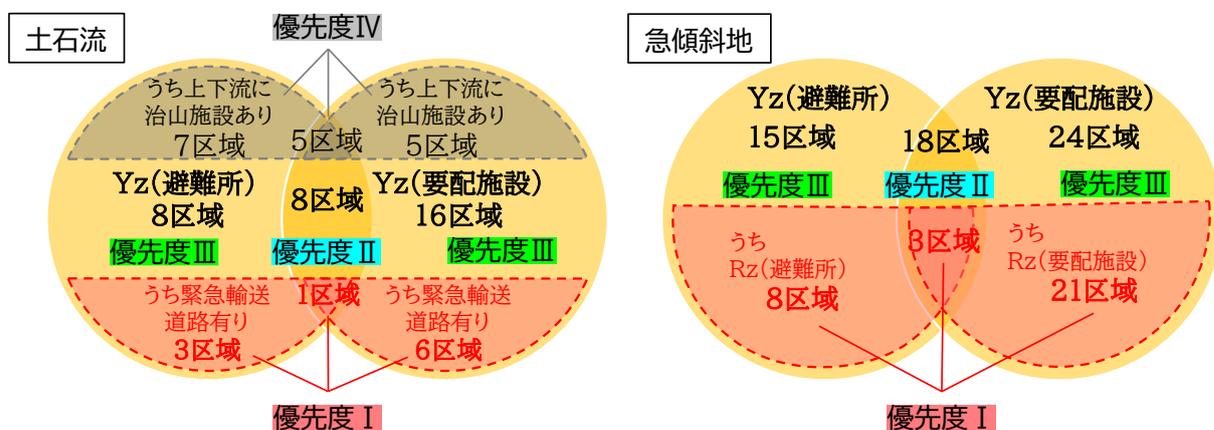


図 4.2.1 優先区域の考え方

5. 砂防関係施設の整備の考え方

第4章では、土砂災害防止対策の方針を示した。本章では、土砂災害防止対策方針を踏まえ、地すべり、土石流、急傾斜地の崩壊に対する施設整備の考え方について説明する。

5.1 現象ごとの考え方

1) 地すべり

地すべりについては、明らかな変状がない箇所での対策が困難であるため、基本的には地すべり現象の発生や兆候がある場合、速やかに対策検討を実施する。

なお、「事前防災としての地すべり対策事業等の実施について」は令和5年2月9日に国土交通省砂防保全課土砂災害対策室より事務連絡が発出されているが、今後具体的な箇所を検討していくため、本計画における対策区域には含まない。今後調査を行うことを検討するものとし「事前防災としての地すべり対策事業等の実施について」の考えのみを以下に示す。

「事前防災としての地すべり対策事業等の実施について」とは近年地すべり防止施設が整備されていない土砂災害警戒区域等において、地すべり災害が報告されており、地すべりによる被害が発生するおそれのある区域では、災害を未然に防止するために対策を実施する重要となっている。

そのため、事前防災の観点から地すべり対策事業等推進に努めるもの。

【留意点】

事前防災としての地すべり対策事業等の実施における留意点

1. 事業箇所
2. 各補助事業等の活用について
3. 地すべり防止施設工事基本計画の変更
4. 運動ブロックの設定
5. 安全率の設定

地すべりに対する、事業化の条件は以下のとおりとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 動態観測により地すべり滑動が確認されている。● 地元の理解・協力（用地確保等）が得られる。● 国の採択要件を満足している。 |
|---|

なお、災害発生時は災害関連事業の採択要件や地元の協力見込みを踏まえ、災害関連事業による事業化を検討する。

2) 土石流

土石流の対策工事は、砂防法により都道府県の義務となっており、被害の規模は大きく、影響範囲も広いと公共性が高い事業である。

土石流対策工の施設整備は、土砂災害警戒区域内に避難所や要配慮者利用施設を有する区域を優先度が高い区域とし、そのうち、要配慮者利用施設かつ避難所である区域や緊急輸送道路がある区域などから施設整備を実施するものとする。

なお、事業検討区域については、市町村の意見を踏まえて実施するものとする。(対象区域を詳細調査した結果事業化に至らない区域もある)

土石流対策事業を実施するにあたっては、地元の理解・協力が不可欠であるため、現状の把握や地元調整の協力を確認する。特に、土石流による影響範囲における保全対象の最新の状況や治山事業の状況を確認し、国交付金事業や補助事業の採択要件に合致するものを優先する。

土砂・洪水氾濫対策については、大きな被害のおそれのある流域の抽出や土砂洪水氾濫の有無の検討を行う。ただし、今後具体的な箇所を検討していくため、本計画における対策箇所の選定は含まない。

なお、災害発生時は、地元協力を踏まえ、災害関連事業による事業化を検討する。

3) 急傾斜地の崩壊

急傾斜地は、原則として土地の所有者等に土地を適正管理する責任があるため(土地基本法)、土地所有者等による対策が困難・不十分な場合に限り、県で対策工事を実施することとする。ただし、急傾斜地の崩壊対策工事は受益者が限定され、他の現象に比べて公共性が低いため、事業の実施に当たり受益者負担が必要である(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)。また、土地造成等により形成された急傾斜地(人工がけ)については、行為者に対策工事の責務があることから、県が行う対策工事の対象としない。

土地所有者等による施工が可能であれば県では整備しない。

受益者負担(用地寄付)、市町村事業費の一部負担金の調整が整っている区域において実施する。(事業費の一部負担割合については、平成8年5月10日建設省通知による)

土砂災害警戒区域等内に避難所や要配慮者利用施設を有する区域を優先度が高い区域とし、そのうち、土砂災害特別警戒区域内に避難所等がある区域、要配慮者利用施設かつ避難所である区域や緊急輸送道路がある区域などから施設整備を実施するものとする。

なお、事業検討区域については、市町村の意見を踏まえて実施するものとする(対象区域を詳細調査した結果事業化に至らない区域もある)。

急傾斜地崩壊対策事業を実施するにあたっては、地元の理解・協力が不可欠であるため、現状の把握や地元調整の協力を確認する。特に、急傾斜地崩壊による影響範囲における保全対象の最新の状況を確認し、国交付金事業や補助事業の採択要件に合致するものを優先する。

なお、災害発生時は、地元協力を踏まえ、災害関連事業による事業化を検討する。

災害の規模によっては、市町村が事業主体となる「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業」の活用について市町村に対して支援する。

6. 警戒避難体制の整備の考え方

本章では、市町村、他部局と連携したソフト対策を推進するため、平時における警戒避難体制の整備の考え方、出水時（危険度が高まった時）における警戒避難体制の整備の考え方について説明する。

6.1 平時からの取り組み

土砂災害に対して実効性のある避難を確保するため、日ごろから土地の持つ土砂災害の危険性や、避難行動の重要性を周知することで、住民の防災意識を向上させ、自主警戒避難を促す。

1) ハザードマップの充実

市町村が作成する土砂災害ハザードマップの作成を支援、充実するため、オルソデータ（航空写真）や土砂災害警戒区域等の GIS データ等を提供する。



出典：埼玉県坂戸市

図 6.1.1 土砂災害ハザードマップの例

2) 土砂災害警戒区域等の見直し

基礎調査が完了した後においても、地形変化が確認された既指定区域の見直しを行う、また、近年の測量技術の向上も踏まえ、数値標高モデル等の高精度な地形情報等を用いて、土砂災害が発生するおそれがある箇所の抽出に努める。あわせて、市町村等からの情報提供も踏まえて、土砂災害が発生するおそれがある箇所を調査・確認する等、地形図や航空写真等から把握することが困難な箇所についても抽出するよう務める。

3) 避難を促す標識の設置

住民の自主的な避難の促進を目的に、避難の必要な場所であることや避難先等を示した現地標識を整備する。



出典：埼玉県

図 6.1.2 土砂災害警戒区域標識の例

4) 土砂災害に対する防災訓練

土砂災害に対する警戒避難体制の整備を図ることを目的に、地域住民、市町村、都道府県、国、防災関係機関による「土砂災害・全国防災訓練」を継続的に実施する。

5) 出前講座の実施

土砂災害とは何か、土砂災害防止施設の概要、土砂災害警戒区域等の指定など、埼玉県の土砂災害防止対策について分かりやすく説明、周知するため、県の職員が、地域で行われる防災訓練や、集会、団体の会議、学校の授業などと連携し、出前講座を継続的に実施する。



出典：埼玉県

図 6.1.3 防災訓練・出前講座の実施状況

6) 絵画作文コンクール

次代を担う小・中学生に、土砂災害及びその防止についての理解と関心を深めてもらうため、土砂災害防止に関する絵画・ポスター・作文の募集を継続的に行う。



命を守る
不透過型 透過型

土砂災害防止についての絵画・作文を募集します

土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害のようすや砂防しせつ（砂防えん堤など）を見学したときに見たこと、感じたこと、考えたことをドンドン述べてください。

応募について

内容・大きさ 絵画のかき方、大きさは自由。作文は400字詰め原稿用紙で小学生低学年は2～3枚（800～1,200字）、高学年は3～4枚（1,200～1,600字）、中学生は4～5枚（1,600～2,000字）。どちらも未発表のものに限ります。

応募期間 令和7年6月1日～9月15日まで **応募資格** 小学生・中学生

送り先 あなたの住所、氏名、年齢、電話番号、学校名、学年を記入し、都道府県庁砂防主管課「土砂災害防止に関する絵画・作文募集」担当あて

賞 最優秀賞、優秀賞 **発表** 令和8年2月中

令和8年3月中に国土交通省又は各都道府県において行います。これまでの入賞作品は国土交通省砂防部Webサイトで見ることができます。
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/kaiga_sakubun.html



危険!

静かに迫る

土の津波



安全を守る秘密兵器
諏訪市立城南小学校 5年 手塚 鈴香
私の住んでいる諏訪市では、毎年、雨の日により道路が水たまりになり、側溝から水が湧き出たりしています。大きな災害が起らないようにするには、みんな工夫を凝らしているのを知りたいと思います。夏休みに調べてみることにしました。

まず初めに、私の住んでいる諏訪地域で過去にどんな土砂災害が起っているかについて、図書館やインターネットを使って調べてみました。すると、令和3年8月に岡谷市、9月に茅野市と、立て続けに土砂災害が起っていることがわかりました。この8月の土砂災害の時は、私もみんなで避難所に避難したので覚えていました。避難するだけでも怖かったです。あの時実際に災害が起るといったら、山が崩れたので、この山は地元でも同じ山が崩れたもので、この山は地元では「西山」と呼ばれているそうです。私は

出典：埼玉県

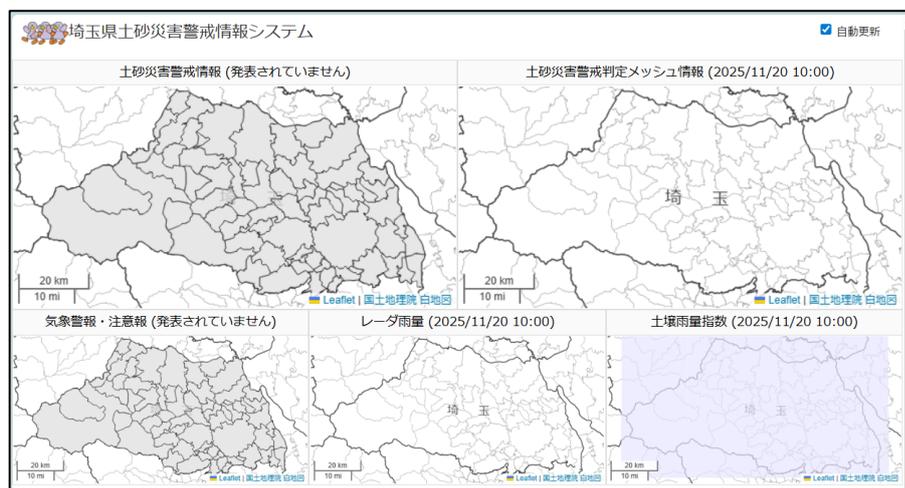
図 6.1.4 土砂災害防止に関する絵画・ポスター・作文募集の例

7) 土砂災害警戒情報システム

土砂災害警戒情報は、市町村単位で発表するほか、より詳細な情報を提供するため、埼玉県土砂災害警戒情報システムを構築している。

本システムは5 km メッシュ単位の危険度情報(土砂災害情報の補足情報)を掲載している。

土砂災害の実績などから精度の高い情報を提供できるよう、土砂災害警戒情報の継続的な検証及び発表基準等の見直しを行い、迅速かつ適切な避難行動を支援する。



出典：埼玉県 <https://keikai.dosyabousai.pref.saitama.lg.jp/dosya/web/top/>

図 6.1.5 土砂災害警戒情報システムの運用

6.2 出水時（危険度が高まった時）の取り組み

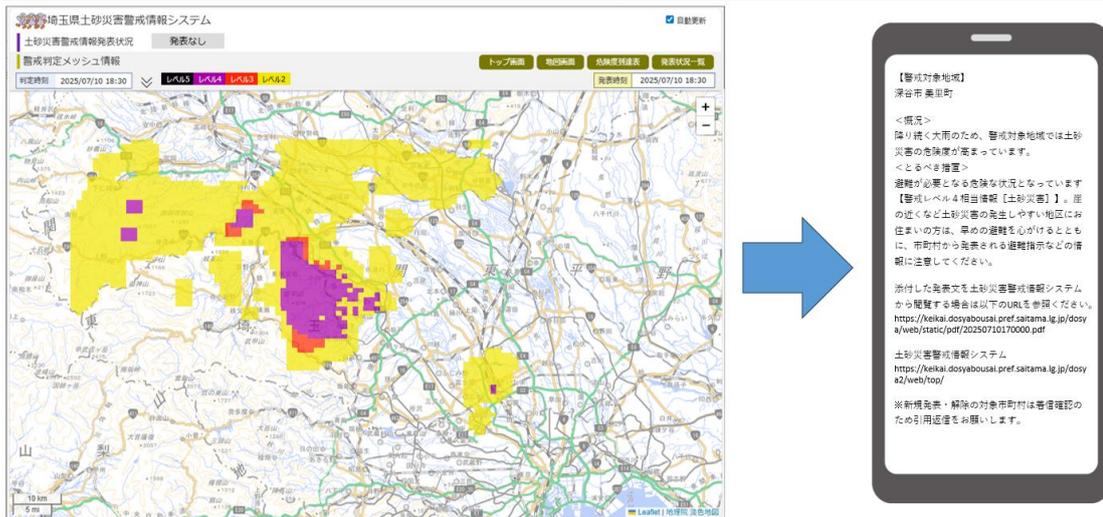
土砂災害の危険度が高まった場合に、土砂災害に対して実効性のある住民避難を確保するため、市町村や住民を対象に以下の情報発信等の取組を行う。

- 県と熊谷地方気象台の共同で土砂災害警戒情報を発表および周知する（図 6.2.1）。
- 住民避難の参考となる情報として、土砂災害警戒情報システムによる危険度情報の提供と「埼玉県 川の防災情報」への登録者にメールによるプッシュ配信を行う（図 6.2.2）。
- 土砂災害警戒情報発表時には、県土整備事務所長と首長のホットラインにより、土砂災害警戒情報発表を直接連絡するとともに、避難指示の検討を依頼する。
- 埼玉県土砂災害観測システムにより、現地斜面の変化を感知し、市町村の防災対策への活用を図る（図 6.2.3）。



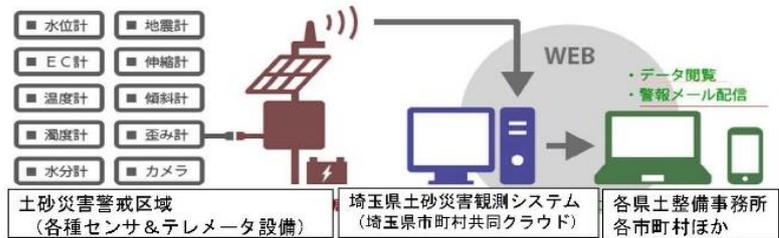
出典：埼玉県

図 6.2.1 土砂災害警戒情報の発表



出典：埼玉県

図 6.2.2 土砂災害警戒情報システムによる危険度情報提供とメールによるプッシュ配信



・メールの配信先は県・市町村の職員のみとし、同様にシステムの一般公開はしない。

出典：埼玉県

図 6.2.3 土砂災害監視システム構築による警戒避難促進